

第四百三十三回 参議院經濟・産業委員会會議録第五号

平成十年九月二十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

九月二十五日

辞任

谷林 正昭君

戸田 邦司君

九月二十八日

辞任

前川 忠夫君

補欠選任

前川 忠夫君

渡辺 秀央君

補欠選任

今泉 昭君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

須藤良太郎君

成瀬 守重君

畑 恵君

築瀬 進君

山下 芳生君

梶原 敬義君

委員

上野 公成君

加納 時男君

倉田 寛之君

小山 孝雄君

中島 眞人君

中曾根弘文君

平田 健二君

福山 哲郎君

本田 良一君

海野 義孝君

加藤 修一君

西山登紀子君

渡辺 秀央君

水野 誠一君

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

官

政府委員

経済企画庁調整

局長

金融監督庁監督

部長

大蔵省官房審

議官

大蔵省国際局長

通商産業政務次

官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業省環境

立地局長

通商産業省基礎

産業局長

通商産業省機械

情報産業局長

中小企業庁長官

中小企業庁次長

事務局側

常任委員会専門

員

資源エネルギー

庁公益事業部長

説明員

奥村 裕一君

本日、の会議に付した案件

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(須藤良太郎君) ただいまから経済・産

業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十五日、戸田邦司君及び谷林正昭君が委員を辞任され、その補欠として渡辺秀央君及び前川忠夫君が選任されました。

また、昨日、前川忠夫君が委員を辞任され、その補欠として今泉昭君が選任されました。

○委員長(須藤良太郎君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加納時男君 自由民主党の加納時男でございます。

中小企業の金融実態、相変わらず大変でございます。

昨年の十二月に政府が中小企業を重点とした貸し渋り対策、金融対策、さまざまなものを実施に入っているわけですが、今日までの状況とこれからの課題といったことを中心に質問させていただきます。

まず初めに、政府系の金融機関の貸出額、この推移はどうなっておりますでしょうか。あわせて、民間金融機関の融資動向についても伺いたいと思います。

○政府委員(堀田勝彦君) 昨年の秋以来、貸し渋り対策ということで、政府系金融機関につきましては九年度に十二兆円、十年度には十三兆円の融資枠を用意いたしました。その融資実行に努めてきていますところでございます。

昨年の十二月から本年八月までの間における政府系の中小企業金融三機関につきましては、申込件数が約五十二万件、前年同期比約二二%増になっておりますが、融資実績につきましては五兆五千億円ということで、対前年同期比で約二〇%増になってございます。

民間金融機関の融資の動向については、まことに恐縮であります。今手元に資料を持っておりませんので、答弁をお許しただきたいと思っております。

○政府委員(乾文男君) 民間金融機関の貸出額の動向についてのお尋ねでございますけれども、主要行の最近の貸出額の推移を見ますと、日銀が発表しているものとそれから全銀協が発表しているものとがございまして、ベースが違いますのでやや異なった結果が出ますけれども、日銀が発表しております貸し出し平残ベースでは、主要行で対前年比でマイナスが続いております。全銀協が発表しております貸出残ベースでは、本年の八月末の主要行の貸出残高は対前年比一・〇%増となっておりますところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、これは銀行別、それから業態別等で非常にばらつきがございまして、金融機関から聴取いたしますと、貸し渋りとは別の債権の流動化というのを金融機関は進めておりますけれども、そういうものによる貸出残高が減少している面もあると聞いております。

他方、これは通産省が行われました調査でございますけれども、借り手の側の方を調査されたところ、私もいただいた資料によりますと、中堅・大企業に対する金融機関からの貸し渋りは比較的低い水準に落ちてきたけれども、中小企業に対する貸し渋りは依然高水準であるというふうな借り手の側が受けとめていらっしゃるというデータをいただいております。

○加納時男君 ありがとうございます。政府系のはよくわかりました。

一方、全金融監督庁からの御報告であります、日銀の統計と全銀協の統計が違う、これはわかりますけれども、実は末残、平残と専門語で言っ

いるわけですが、月末残高、これを見ているのが全銀協だと思ひます。日銀のは、我々平残と言つておりますけれども、平均残高はマイナスになっているけれども、月末残高はプラスになっている。これはちょっと聞くと奇異な感じがするわけですが、本当は減っているんだけれども月末にメーキングをしているんじゃないかと、そういうような誤解も受けるかと思ひます。

今の御説明で債権流動化の要素等もあるということでございますが、例えば日銀の平残、平均残高はマイナスであるということだったんですが、私もちょっと文学的だとわからないので、マイナス何%でしょうか。

○政府委員(乾文男君) 八月の前年同月比、これは平残ベースでございますけれども、申し上げますと、五業態計で対前年同月比マイナス二・三%でございます。内訳を申し上げますと、都銀がマイナス一・九%、長信銀がマイナス七・六%、信託がマイナス六・四%、地銀は〇・〇%、それから第二地銀はマイナス二・一%ということになっております。

○加納時男君 大体実態がわかってきたと思ひます。つまり、政府系の金融機関はかなり努力をしている、成果も上がっているけれども、民間の方は依然実態が厳しい。貸し出しが希望するのに対して圧縮されている、あるいは選別融資が行われているというようなことを、我々日常のようになら中小企業の仲間と会っていただきますので、いろいろ生の声を聞いていただくと思いますが、この辺はどのように認識しておられますでしょうか。

○政府委員(乾文男君) 大変恐縮でございますけれども、私も、私も個別の取引について各金融機関から聞く立場にございませんで、そういう立場から私も、例えば先ほど申し上げましたような中小企業庁が行われました調査というものをいただいたまま、そういうところから引き続き貸し流し水準が高いのかなという印象を受けておりますというところ、それから、このたび私ども、先般九月十一日に、最近の貸し流しについて非常に国

会を初めとする御意見をいただく中で、金融取引に關します金融機関と利用者との苦情相談の一層の充実を図るためにいろいろな施策を講ずることとしたしました。

ちょっと説明させていただきますと、三つほどございまして、一つは金融機関関係団体に設けられております苦情相談窓口につきまして、それをいろんなインターネットとかパンフレットで全国に広報しまして、中小企業者の方々がそういう自分たちの苦情とか不満とか要望とかそういうものを率直に金融機関に伝えやすいようにする。また、金融団体に対して、そうした相談の窓口をオープンにしていますよということを積極的に広報しなさいということをお願いするということを行っております。

それから第三番目に、金融関係団体の苦情相談窓口におきまして、どのようなまたどれぐらいの件数の苦情相談があったかにつきまして、今般、定期的に金融監督庁といたしまして結果報告を求める等の措置を講ずることとしたしまして、そうしたものを通じまして、中小企業者の方々の初めとする借り手の方々の生の声を把握してまいりたいというふうに考えております。

○加納時男君 抽象的かつ制度的なものがお得意だというのはよくわかります。実際に苦しいというらっしゃる中小企業の仲間の方々の声というのは、実は私ども政治家というのは日常的に接していますので、そんなところで一つ例を挙げさせていただきますかと思ひます。

最近驚くことがあったわけでありまして。それは、民間の金融機関に相談に行かれた中小企業の方なんですが、マル経を紹介されたわけですが、マル経というのは皆さん御存じのとおり、小企業等経営改善資金。非常に低利で、無担保無保証で、小口の方にとつては、本当に小企業の方にはありがたいと言っている。それを紹介して行ったところ、マル経は受け取られたわけでありまして。非常に喜ばれた。ここまでならハッピーなんです。ところが、それを見ておられた紹介した金融機関の方が、結

構でしたかね、じゃ私が貸している分をそれで返してくださいといつて召し上げられちゃったと、こういう話があるわけですが。

これは現実の話なんですけれども、こういう生の話はなかなか官庁には届かないと思ひます。我々政治家は、折に触れて生の声をこういう場でもって御紹介し、皆様の政策立案にひとつ参考にしたことがあれば、通産省でも大蔵省でも金融監督庁でもいいんですけれども、どなたか御感想を一言いただけたらと思ひます。

○政府委員(乾文男君) 金融機関が融資態度を必要以上に萎縮させて、健全な取引先、借り手の方々に對しまして必要な資金供給が円滑に行われないというふうな事態になりました。これは金融監督庁、いろいろな使命がございまして、私ども金融監督庁といたしましては、金融機関の経営の健全性ということに重点を置いて仕事をしています。わけでございまして、健全な取引先から申しますと、金融機関の持つ公共性という観点から申しますと、そうした健全な借り手に円滑な資金供給が行われない事態が生じてはならないと考えております。そして、そういう観点から、金融機関の融資動向につきましては引き続き注視していきたいと思ひます。

それからまた、私ども、金融機関のトップの方々の意見交換の機会がございまして、金融機関の公共性という機会をとらえまして、健全な企業に対する資金供給が円滑にいかないというようなことのないように、機会をとらえて要請をしているところでございまして。

今後とも努力してまいりたいと思ひます。○加納時男君 私は、今の答弁が必ずしも私が聞きたかったことを全部おっしゃっているとは思ひませんが、時間も制約もあり、また後日いろいろその後の御勉強の結果を開きたいと思ひますので、きょうは深追いをしなさいと言つては言い過ぎですけれども、この辺にさせていただきます。

ちよつと皆様のお得意の領域に話を変えさせていただきます。

やや専門的になりますが、貸し流しとBIS基準についてちよつと伺いたいと思ひます。

御案内のとおり、国際的な業務を展開している八%、国内的な業務に専念している四%という基準がある。これをクリアするために金融機関は大変苦勞しておられて、分母分の分子ですから、分母を圧縮する、分子をふやすというふうな動くのは当然だと思ひます。こういうことに加えて、リスクのある融資については貸し流しをしたり債権回収をするというふうなことも行われているのが実態であるということも認識しております。

ところで、きょう私が伺いたいのは、保証つき融資の評価の問題なものであります。

信用保証協会の保証がつきますと、BIS基準の算定に当たってリスクウェイトが軽減されるわけですが、このリスクウェイトが軽減されることによつて分母が圧縮されると思ひますけれども、そういう認識でよろしいのか、リスクウェイトは現在何%になっているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(乾文男君) ただいま御指摘になりましたリスクウェイトでございますけれども、バゼル銀行監督委員会というのがございまして、その銀行監督委員会の自己資本比率に關する告示によつて定められました自己資本比率に關する告示、これは銀行法に基づく告示でございますけれども、それによりまして、信用保証協会の保証が付されていらない通常の融資の場合にはまさにリスクウェイトは一〇〇%でございますけれども、信用保証協会の保証が付されました債権のリスクウェイトは一〇%ということでございます。いわば九〇%リスクウェイトは軽減されたというところになってございまして。

○加納時男君 私の質問は、この一〇%、最初から一〇%じゃなくて最近軽減されたと理解していただきますけれども、それについて触れてください。

○政府委員(乾文男君) 御指摘のとおりでございまして、平成十年三月期、この間の決算の時期からこれは改正されたわけでございます。それまでは保証協会の保証というものの見方が現在とは少し違った考え方をしております、その場合は、信用保証協会の保証が付されている債権のリスクウェイトは、その担保率によるわけでございまして、結果的にリスクウェイトが三七%、または二八%という結果になっていたわけでございしますが、それを平成十年三月期から方式を改めまして、その結果、保証協会の保証があるものはたゞいとお答えいたしましたように一〇%に軽減したということでございます。

○加納時男君 ありがとうございます。

再保険なんかを保証協会にかけていますから、当然そのウェイトは変わってくるわけでありまして、おっしゃるとおり、例えば一億円のお金を貸したとしても、それは保証がついて、今まででしたらばそのうち三千七百万とか二千八百万ぐらいが分母に入ってしまうのが、今回は一千万で済むということは自己資本比率にとつては非常に魅力的であるというふうに理解したいと思えます。これ自体は私は前進だと思えますし、金融機関にとつても非常にやりやすくなったと思えます。

だとすると、ここから私の質問になりますが、これは貸し渋り対策としては有効な施策であろう。ならば、信用保証協会の最近の保証実績はどのようなふうになっているか、数字を教えてくださいたいと思えます。

○政府委員(橋田勝彦君) 信用保証協会におきましては、先ほどの政府系金融機関の融資と同じ期間、昨年十二月から本年の八月末までの間でございしますが、申込件数が約百四十五万件、前年同期比で約八%増になっております。実際に保証を引き受けました実績は十二兆三千億円、前年同期比約一%の増になっております。

○加納時男君 橋田さん、どうもありがとうございます。非常に焦点がはっきりわかってきたと思

います。

そこで、何かお話を聞いていると、政府としてやってきた対策は、一つには政府系金融機関の増強、それからもう一つは保証協会の保証つき融資の強化、こういうことが非常に明快になってきたと思うんです。

ここまで聞いていると何か国民として問題解決しているように思いますが、実はこのシェアを見てみますと信じられないくらい小さいわけですね。ことしの三月末で、私の理解しているところでは、政府系の金融機関、商工中金とか国金だとか中小公庫だとか入れたものはせいぜい中小企業の融資全体の八%弱だと理解しています。それからまた、信用保証協会での保証がついているのは全部かというところはないので、全部の中小企業金融の中の九%弱、言いかえると九二%ぐらいいは一般金融機関であり、そのうちの八三%ぐらいいは保証もついていないいわゆる一般融資である。

こうなると非常に焦点がはっきりしてきたと思えます。きょうの冒頭の御質問の答えとあわせてみますと、政府系あるいは保証協会の方は頑張っている、しかしこれからまだ一般金融機関の方にまで施策の実効が及ぶのに時間がかかっている、こんなふうに向うことができるかと思えます。

私のここからの質問は、政府系金融機関の今後の方策であります。もともと私は金融というのは政府がやるべきでない、やるとしても補完だというふうに考えておりました、そういう意味で政府系金融機関のシェアが八%弱だ、小さいというのは過去の経過から見ると私は正しいと思っておりますが、これだけ中小企業が空前の苦しみにある、金詰まりにあるときには、そういう遠慮は捨てて、民衆の圧迫とか何とか言わずにもっと前へ出てほしいと思えます。先ほど来のお話を伺っているとその方向に動き出したように思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○政府委員(橋田勝彦君) ただいま委員御指摘のよう、対中小企業者向けの金融機関別の融資残

の内訳で見ますと、政府系金融機関で約二十七兆円、委員御指摘のとおり八%超でございます。それに民間の融資の円滑化を図るための信用保証協会の保証残、これが三十兆円、これも八%強でございます。合わせて一六、七%のシェアを今までの実績では持っているわけでございますが、このたび、八月二十八日に閣議決定をさせていただきました貸し渋り対策大綱の中におきましては、これら政府系金融機関の融資について約二十兆円と特別な貸し渋り保証制度としてプラス二十兆円というところで、四十兆円の新たな融資及び保証の動きを予定、計画をしたところでございます。

現在、本委員会でも御審議を賜っております保証限度枠の引き上げ等々とも相まちまして、これらの四十兆円が円滑にかつ有効に中小企業者に利用されることを期待しております。

○加納時男君 状況はわかりました。また、方向性としても妥当なものだと考えております。よろしくお願いしたいと思えます。

ちよつと質問の観点を改めてみたいと思うんですが、金融機関というのはいくつものことをやるのか。貸し渋りをしたり、貸した金を回収する、不良なところへ貸し付ける、これが銀行ではないと私は思うんです。しっかりとした目で審査能力を持ち、そして貸し出しをする、こういうのが銀行の本来の機能ではないかと思うわけでありまして。そうなりますと、今貸し出しについてはかなり実績も上がる方向にきているというお話がありますが、次の問題は審査能力だと思つたので、これについて伺いたいと思えます。

融資枠が拡大してくる、また申し込みがどんどん急増してくるということになりますと、当然のことながら審査能力が追いつかない事態も懸念されるかと思えます。政府系金融機関においてもこれまでも民間金融機関の人材を活用するという方策を種々講じてこられていたとは思いますが、これも、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(橋田勝彦君) 政府系金融機関におきましても、審査担当者能力アップについては研

修を通じ、あるいはオン・ザ・ジョブのトレーニングを通じてその育成強化を図っているところがございます。

ただ、民間金融機関の持つておられる独特の審査能力ということを活用する道もやはり開く必要があるというところで、中小企業金融三機関におきましては、従来から民間金融機関を代理店として、受付窓口としてその審査能力を活用する道を開いてございます。

特に、昨年の秋の「二十一世紀を切りひらく緊急経済対策」の中には具体的に以下のような文章も記載されておまして、「国民金融公庫等の政府系金融機関において、代理店を拡充し、中小企業者への資金供給の円滑化を図る。」ということとございます。これを受けて、従来どちらかといえますと代理店の活用率の低かった国民金融公庫につきましても、具体的に申し上げますと、民間金融機関の店舗の活用を九百店舗から一万四千店舗にまでこれを契機に広げまして、審査能力の活用を図らせていただいております。

○加納時男君 国民金融公庫において一万四千店の活用をするといったこと、いわゆる民間活力、民間の能力を生かしていくという方向でぜひやっていただきたいと思えます。

最近大きな話題になったのがGEキャピタルでございます。GEというのはのちとともメーカーだったわけですが、今GEグループの利益の六割は実はGEキャピタルが生んでいるわけでありまして。そのGEキャピタルが最近日本にも進出して、この三年間でミネベアですとか東邦生命だとか、ごく最近では消費者金融で有名なレイクを傘下におさめるということをやったわけでありまして。ただ、これは仕事の領域をふやしていくだけじゃなくて、そこで見ているのは、非常に現在評判が悪いようだけれども、実は日本の消費者金融にしてもその能力というのは抜群である、業務利益も非常に大きいということに目をつけたからにはかならないと思っております。

私は、政府系の資金を出す、そして民間の審査

能力を的確に生かしていくことによつて民間活力をこれからも生かして中小企業対策を進めていただくことを期待したいと思つております。

審査能力について感ずることなんでしょうけれども、バブル期に物的担保第一主義といいますが、担保にしか目が行かない、人の顔を見ないという、そういう時代があったと思います。こういう点で私は、実はマル経というのは非常にうまく機能しているのかなと思つてゐるんです。

小企業等経営改善資金、いわゆるマル経でありますけれども、これはさつき申し上げたように低利、無担保無保証というもので非常に使い勝手がいいわけでありまして。反面、これについては事故率が高いんじゃないかという危惧をよく聞くわけでありまして、事故率の実態はいかがでしょうか。先々週ですか、この席で私は代位弁済率について伺つておりますので、代位弁済率との比較でお答えいただけたらありがたいと思つております。

○政府委員(橋田勝彦君) マル経制度の事故率でございますが、平成五年度に〇・八一%でございましたが、その後増加傾向にございまして、昨年度、平成九年度は二%になつてきております。

あと、協会の代位弁済率の方ですが、これにつきましては、平成八年度にかけて約一・五%でございましたが、やはり平成九年度には一・七%と増加傾向で推移をしております。

○加納時男君 その後の状況はわからないんですが、平成九年度といつたら三月までですね。問題は、ことしの四―六月期、それから七月、八月とかけて大変な状況が起つてゐると私は現場では聞いておるわけですが、データがなければしょうがないんですが、何かあれば教えてください。

○政府委員(橋田勝彦君) 先ほど申し上げました信用保証協会の代位弁済率の推移につきましては、平成九年度一・七%と申し上げました。新年度に入りまして事故率が二・三〇%ふえてゐるという報告が我々の方に参つております。これは最終的に年度が終わつて分母分子で締めませんと代

位弁済率という形では出てまいりませんが、事故率はそういう形で二・三〇%上がつてきてゐるというところでございまして、推計をいたしますと代位弁済率でもやはりもう二%ぐらいに傾向となつてきてゐるんじゃないかという気がいたします。

○加納時男君 いずれにしましても、厳しい状況にはなつてゐるけれども無担保無保証のマル経は決して事故率は高くないと。私、マル経の現場の方にもお会いしたんですけれども、かなり自信を持ってやつておられました。何が大事なのかという、やっぱり人を見るということなんですね。私は、本当に物しか見えないという審査のやり方には非常に残念な気がするわけでございます。

大臣にもぜひ伺いたいことは、保証ということ、担保はどういう意味があるのかという哲学の問題をぜひ大臣に伺いたいと思ふんですが、それに先立ちまして、いつも何か持つてまいりますが、きょうは日経ビジネスを持つてきたんですが、九月十四日号の日経ビジネスに非常におもしろい記事が載つておりました。

今、緑茶とかウーロン茶の缶に入った飲料、あれが爆発的に売れてゐるんですが、これで大々なした方が伊藤園という会社、余り会社の宣伝をしちゃあれですけども、伊藤園の本庄正則さんという会長にインタビューをしてゐるんです。この記事の紹介という程度でとどめますけれども、

この方が、実は学校を出られて車のセールスマンをやつて非常に苦勞をしておられた。そして、お茶に目をつけてお茶の販売をやろうと思つたんだけれども、だれも金を出してくれない。銀行に相談に行つたら、担保もないもので断られちゃつた。そこで、ある人が、まだ駆け出しの代議士さんが、じつと本人の顔を見てほんとにお金を五百万円出してくれたというわけです。実はそれがもとになつて今日千三百億円の売り上げを誇る大市場を開拓したわけです。これはある意味では日本のサクセスストーリーに入ると思ふんです。つまり、ここで私が言いたいことは、物的担保

でない、経営者としての人格、識見、哲学、それからその企業の持つてゐる、考えられる技術力、企画力、こういったものを見抜く力が私は金融の審査能力になければいけない。

ちなみに、この駆け出しの代議士さん、五百万円を貸したという人は、これは言うところにもかもしませんけれども、本に書いてあるところによりまして、まだ当時は一年生代議士、無名の代議士だったそうですが、小淵恵三さんという方で、今の総理大臣であるのであります。小淵さんが銀行の審査能力があるのかどうかは知りませんが、けれども、ともかく一つの例として、人を見て金を貸すということはすくく大事だろと思ひます。

こういうことについて、私は、銀行の担保第一主義からの脱却、対人信用ということ強化すべきではないか、あるいはこれに伴う研修等を強化していくべきではないかと思ふんですが、こういう保証の哲学といひますが、大臣から一言お言葉をいただけたらと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) きょう、実は信用金庫の方何人かとお目にかかつて、今、加納先生がおつしやつたことが話題になりました。

一般の市中銀行が融資をするときの審査というのは、不動産の担保はどうなつてゐるのか、あるいは会社の収益、バランスシートを見て、あるいは損益計算書を見て物事を判断していく。しかし、信用金庫というのは、全般的に、そういうことだけで融資をするかしないかというのを決めていくのかどうかというところは従来から非常に疑問に思つてゐる。まず、実際、経営者に会つて、その経営者、会社の経営に携わつてゐる人の人格とか識見とかあるいは人柄とかいうものを見る、また、どういう仕事をしてゐるかという業界での評判も聞く、また、その事業が将来発展するものかどうかということも見きわめるということ、むしろ一般の銀行と比べて信用金庫というのは既に中小企業に關してはそういう全体像を把握した上で融資をしてゐる。そういう意味では信用金庫の審査方法の方が現代的な感覚にマッチしてゐるし、実

際上リスクを低くとれるということにもつながるんだということを自信を持つておつしやつておりました。

これは、確かに先生がおつしやるように、バブルの時代というのは不動産さえあれば融資をするということでしたが、これからは融資をするについては、その経営者の人格、識見、信頼性、業務の将来性、あるいは業界内でのいろいろな風評、御評判、こういうものを総合的に判断して融資をするということが正しい融資の制度だし、そういうことをすることによつてむしろリスクは低くとれるんだということをおつしやつておりました。

日本の金融界全体も、今までのようにバランスシートを見、損益計算書を見、あるいは不動産の担保価値を判断し、というだけの融資態度というのはだんだん改めざるを得ないような社会的状況になつてきた、私はそのように認識をしております。

○加納時男君 大臣、大変前向きな御答弁、ありがとうございます。ぜひよろしく御検討いただきたいと思ひます。

最後の質問になりますが、今回の法改正は中小企業が対象であります。私はかねがね気がなつておりましたのは、中小企業対策といつたときにどうして一つ気をつけなきゃいけないのは、そのちよつと上を行く規模の企業、いわゆる中堅企業であります。当然のことながら、これは開銀とか北東公庫が対象となる話でございまして、非設備資金と我々は言つてゐますが、非設備資金についてはかなり限定的な運用がされてきた。これも開銀や何かをつくつたときの経緯から見て仕方ないとは思ふんですが、こういう空前の金融の厳しい時代に入つて、非設備資金の拡充策について私は拡充を求めていきたいと思つておりますが、現状を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山本晃君) お答えいたします。先般の八月二十八日の閣議決定、中小企業等貸し渋り対策大綱を受けまして、資金調達に支障を

来しております、今加納先生からお話がございます。した中堅企業に對しまして、円滑な資金供給を圖るために、日本開發銀行及び北海道東北開發公庫の金融環境変化対応融資制度、この拡充を行うことといたしまして、既にこの九月二十五日から実施をしていくところでございます。

具体的には、日本開發銀行につきましては、設備投資に關する事業資金ということで、これは非設備資金でございますが、この設備投資に關する事業資金の拡充というものをを行うことといたしまして、第一には、非設備資金につきましては、設備投資をした後、今までは三年以内という要件でございましたが、これを五年以内に延長をしたというのが第一点でございます。

第二点といたしまして、非設備資金の對象を拡大いたしました。現行は、設備の取得等に關連して必要となる人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払い金利、リース料といったものに限定をされてきたわけでございますが、こういったものに加えまして、設備の取得等に關連して必要となる在庫、原材料資金等、これも對象とするというふうに拡大をしてございます。

またさらに、開銀が設備資金を融資していない場合につきましては、今まではそのための非設備資金というのはアウトであつたわけでございますが、こういったものにつきましても開銀が融資をできるようにしたということでございます。

また、北海道東北開發公庫につきましては、金融環境変化対応融資の融資期間の弾力化を圖つたところでございます。

こういったような対策を講じたわけでございまして、貸し流しを受けている中堅企業に對しましては、今後とも円滑な資金供給が圖られるよう適切に對應してまいりたいというふうに考えております。

○加納時男君 時間があと二分になりましたので、感想だけ述べて終わりたいと思います。

今のお話、大変前向きなものがこの九月二十五日、ごく最近ですけれども実施されたというお話

で、かねがね我々が要望してきたことを実現していただいてありがたいと思っております。

ただし、これで全部開銀は何でもできるのかというところ、そうじゃないですね。注意深く伺つておりますと、非設備資金で、在庫でありますとかそれから原材料等にふえたといつても、いわば俗に言う運転資金がすべて入るわけじゃないというところは、開銀法の目的から見て法を改正しない限りこれは無理だろうと私は正直言つて思つております。これはきょうは時間がないので、また今後の検討課題とさせていただきます、きょうはここまでで結構だと思ひます。

私は、最後に感想を述べて終わりたいと思ひますけれども、今回の法改正を初めとして、貸し流し対策大綱、中小企業の要望をほぼ全面的に取り入れた画期的なものが今制度としては動き出したと思つていんです。しかし、私はこれで万全だと思わないんです。制度としてできたということ、今中小企業の仲間から切実に訴えられてゐるのは、すばらしいことをいよいよやつてくれるけれども、これを早く実現してほしい、そして現実のものとなつてほしい、紙に書いたものじゃ困るんだと。そのためには、私のお願ひは、第一線の金融機関、そして第一線の相談窓口、商工会、商工会議所、さまざまな窓口を通じて中小企業の第一線の方に早くこの趣旨が徹底され、しかも第一線の窓口がこの趣旨に沿つて機動的な運営をして実効を上げていただきたい、これをお願いして、ちやうど時間となりましたので、質問を終わらせていただきます。

○平田健二君 おはようございます。民主党・新緑風会の平田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、昨日の新聞を見ますと、こういう、「万全の貸し流し対策で」というのが政府広報というところで各紙に掲載されました。今回の法案で中小企業の貸し流しに對して政府が手厚く対策を講じますよというPRだと思ひますが、実は昨日

出てるんです。金額もきちつと書かれて、まだ参議院の本委員会の審議をする前、しかも本会議もまだやつていない。これはどういふことなのか。もし仮に、三千五百万円の保証を五千万とか、数字が変わつたらどうするんでしょうか。本委員会ではこれはだめだと言つたらどうなるんだろうか。それからもう一つ、きょうここにいたいただきましたが、対人地審法律案についても明日やる、しかもこれは二十四日に閣議で決定して今月中に衆参で可決してくれと、こういうことなのでございまして、いかにも国会の審議を軽視しておる。ましてや、この新聞広告については参議院軽視も甚だしい。参議院で審議をしていないのに、数字を入れてこういう広告を出すのはいかがでございましょうか。ちよつとこれについて説明してください。

○政府委員(橋田勝彦君) ただいま先生から御指摘をいただきました全国紙に掲載された今回の貸し流し保証制度の広告については、今御指摘にあつたおどろきと思ひます。

ただ、私もどつちかと思ひましては、一つには現下の貸し流しに悩んでおられる中小企業の方々に、十月一日を待たず一刻も早くどういつた制度がつくらつたかといふ点について広報をさせていただいた方がいいという、そういった思いだけで広告させていただいたわけではございません。

具体的には、ここに私も書き込ませていただいたわけですが、「一中小企業者当たりの保証限度額を引き上げます」、ただ、括弧をつけさせていたいただきました、今臨時国会に提出をさせていただいております信用保険法の改正法案の成立後に実施をさせていただきますというところで、念のためこれを入れさせていただきますまして、本院を輕視するといふ心は毛頭ございません。できるだけ早く貸し流しに悩まれている中小企業者の方に本制度を周知徹底させたいという思いでやらせていただいたわけでございます。

○平田健二君 それはわかるんです。確かに早く知らせる必要はないかぬといふのは理解できますが、まだ国会を通過していないものを出すと

いふのはやつぱりいかなものかと思ひますよ。国会輕視も甚だしいと言われたつて仕方ないじゃないですか。

じゃ、聞きましょうか。六月だつたでしようか、経済活性化及び中小企業対策特別委員会というのがありました。ここで中小企業の定義を金額面から変えましたね。これを決めておきながら、実際にはこういったPRといひますか広報といひのは八月過ぎからですよ。ちよつと聞きたいんですが、なぜこういうことをするのか。国会輕視も甚だしい。

○國務大臣(与謝野馨君) まず、中小企業の保証枠を保証協会を通じて広げるということについては、衆議院においては全党すべての会派の御賛成をいただき、御激励を賜つたわけなんです。それで、各党の幾つかの質問の中に、こういう制度をせつかくつて中小企業者がそれを知らない、あるいは利用する方法がわからないといふことは問題だぞ、であるから周知徹底をして、とにかく十月一日にこういう制度ができたときには速やかに利用できる、そういう事前のこともやつておく必要があるといふいろいろな意見がございました。私もどつちかといふことをしたかと申ししますと、一つは自治省と通産省共同名で各県の商工部に対しまして、こういう制度がいよいよ国会ででき上がりそうだからあらかじめ各方面によくPRをしておくようにといふことも申し上げて、実は文書は各県の商工部に行つております。それから、全国の保証協会の会長にお集まりいただいて、現在審議中の中小企業關連の法案について御説明申し上げましたし、貸し流し対策として総額四十兆にわたるこういう施策を行うので保証協会としてもそのPRに取り組んでほしい、そういうことも実は申し上げました。

それと同時に、やはりこういうものは政府みずからも少しお金を使つて、こういう方向になりますといふことをよく全国の中小企業の皆様方にお知らせする必要があるといふことで、総理府にご

ざいます政府広報予算を三億円使いました新聞あるいは雑誌あるいはテレビのスポットを通じて周知徹底をするということを計画したわけでございます。

しかし、国会の日程との関係で、十月一日はほとんど追ってまいりますし、十月一日から実利利用可能な制度にすることは国会の法案成立と同時にできますが、それを利用する側にとりましては十月一日に既にそういう知識を持てているということは必要だろうという判断をいたしました。

したがって、この広告の中にありますように、参議院を軽視したわけではありませんで、いわば臨時国会に提出した改正法案が成立するということを前提としながら、こういう制度ができさうでございますということを申し上げたわけでございます。参議院の審議を決して軽視するということなつても毛頭なかったわけでございます。その点はぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○平田健二 君 いやいや、今大臣おっしゃられましたように、早く周知徹底するということは大変必要なことで、私もこの法案に対して反対しているわけでもないし、早く成立しなさいかぬというふうな思っております。ただ、審議と早く知れるということとはまた別の問題です。こういういい法律だから早く国民の皆さんにお知らせしなさいかぬというのとはわかってますけれども、しかし、やっぱりきっちり審議をして、決まってから出す。これが一年も二年もかけて審議しておるわけではないんですから、きょう一日で終わるわけですから、そこらは少し注意していただかないと。

こういったことが多いんですよ。対人地雷もそうです。二十四日に閣議決定して、今月いっぱい上げてくれと。無理無理やるわけでしょう。国会の審議というのを軽視してもらったら困るということだけを申し上げておきたいと思っております。次に、法案の質問をする前に、中小企業総合事業団の設立についてお尋ねをいたします。

信用保険公庫、事業団、繊維産業構造改善事業協会の統合して中小企業総合事業団を設立するということですけれども、それぞれ三つの事業団、全く性格の違うものです。これらを統合するのはどういう理由なのか、統合するメリットはどこにあるのか、どういった機能強化が図れるのか、ちよつとこの点についてお尋ねをいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) 実は、特殊法人の数が多過ぎるという議論が数年前からございまして、これを整理統合するというのが国会全般の私は議論だったろうと思ひますし、そういう議論を受けまして、政府としては各省に対して特殊法人の整理合理化をやれという閣議決定もされたわけでございます。

そこで、一体どういうものかというものをくつつける、数を減らすというのを実は非常に各省とも悩んだわけでございます。通産省ももちろんその点については悩んでおりまして、性格の違うものを一緒にしていいのかどうか、業務分野が違ふものを一緒にしていいのかどうか、いろんな議論が実は各省の中でもあったわけですが、しかし、特殊法人の数が多過ぎる、これを整理しなさいいけないうというのが国会の全般的な空気でございます。そういう意味で通産省は三法人の統廃合ということを決断したという経過が実はござい

ます。正確に申し上げますと、中小企業事業団及び中小企業信用保険公庫については、平成九年九月二十四日の閣議決定、すなわち「特殊法人等の整理合理化について」という文書の中において、「平成十一年の通常国会において法律改正を行い、中小企業施策の総合的・効率的推進、都道府県との連携の一層の強化を図るため、両機関は統合する。」「新機関においては、中心市街地活性化、小売商業対策、金融ビッグバンに対応するための中小企業の体質強化策等の信用保険業務、高度化融資業務等の充実・強化を図る。」というふうになされております。また、繊維産業構造改善事業協会については、

同様に、「特殊法人等の整理合理化について」、これは平成九年六月六日の閣議決定でございまして、「繊維産業構造改善臨時措置法が平成十一年六月末に期限切れになるのに合わせて、廃止する。必要な事業は、中小企業事業団へ移管する等、一般中小企業対策と一体的に実施する。」というふうになされております。

三機関の統廃合については、以上のような特殊法人等の整理合理化に関する累次の閣議決定を踏まえ実施するものでございまして、次期通常国会において所要の法案を御審議いただくべく、統廃合の時期に関する検討を含め、今必要な準備を進めているというところでございます。

○平田健二 君 それでは、貸し渋り対策についてお尋ねをいたします。八月二十八日の閣議決定、「中小企業等貸し渋り対策大綱」というのがございしますが、この中で「昨秋以来」、「依然として貸し渋りは解消しておらず、中小企業等を取り巻く資金調達環境は一層厳しなものとなっている。」、こうあります。

昨年の秋以来、政府はすつと貸し渋り対策をやつてきたんですが、政府がやつてきた貸し渋り対策は効果がなかった、こういうことなんですか、認識をお伺いします。

○政府委員(橋田勝彦君) 昨年の秋以来、先ほども申し上げましたが、融資規模ベースで昨年度十二兆円、今年度十三兆円の融資枠を用意いたしました。また同時に、各種の特別貸付制度を設けまして運転資金融資を緊急に行えるようにすると、あるいは担保徴求の率を半分に軽減するような特別貸付制度等々をつくっております。それなりの各特別貸付制度の実績を上げておるわけでございます。

融資規模全体の話といたしましては、先ほども御答弁申し上げましたように、政府系金融機関の融資の対前年度比は約二〇〇％の増になっております。これは、例年のほぼ横ばい、ここ二、三年の流れからしますと大幅に融資額が伸びていると思ひます。片や、私もがやつております、毎月四

千数百社に向けて中小関係の四機関に調査をさせております中小企業者の貸し渋り困窮度といひますか、これにつきましては、依然三割以上の方が貸し渋りに悩んでおられるし、また、今後貸し渋りがさらに悪くなるんではないかと考えておられる方がやはり五六〇程度に達しておりますので、いろいろ我々としては努力をいたし、それなりの成果は上げておりますが、完全に貸し渋り対策全般が中小企業者の皆さんに行き渡るところにまだ至っていないということで、今回の貸し渋り対策の追加策を決定させていただいたわけでございます。

○平田健二 君 先ほども質問にお答えがあつたんですが、もう一度お聞かせいただきたいんですが、その程度あるか、それが今度の貸し渋りによつてどの程度滞つておるか、わかれば教えていただきたい。

また、今回の措置で、二年間で総額四十兆を超える対応が可能になると、こう言われておりますけれども、政府としてこの規模で一挙に貸し渋りが解消するかと考えているのか、それとも、いや、まだまだ追加措置が必要だと思ひます。お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(橋田勝彦君) 中小企業者全体の資金需要というのについては、見通しなりあるいは現況について統計的に数字をとるわけにまいりませんが、例えば最近時点の、十年の三月末、つまり九年度末の時点での中小企業向けの貸出規模というのは三百四十八兆円でございます。このうち、政府系金融機関が二十七兆円、信用保証協会の公的保証の民間の融資というのが三十三兆円、合わせまして約六十兆円で、全体の三百五十八兆円のうちの一七〇弱を占めているという実態でございます。

私もといたしましては、今回取り上げさせていただきます貸し渋り対策の追加策で、申し上げましたように、約四十兆円の規模で中小企業者向けの新規の資金融通の円滑化が図られると考えて

おります。貸し流りのマグニチュードがどのくらい日本全体としてあるのかについて数字を持ち合わせておりませんけれども、この四十兆円というのは従来の約六十兆という融資残あるいは保証残の合計から比しますと大変大きな、飛躍的な規模になっておると考えますので、これが活用されればかなりの効果が期待できるのではないかと思っております。

○平田健二君 それでは、貸し流り保証制度の内容についてお尋ねいたします。

今回の保証制度の利用要件としては、いわゆる貸し流りを受けた中小企業者であること、そうした貸し流りを受けた業者が地元市町村長の認定を受けること、認定を受けた中小企業者が申請をして、特に財務内容が悪化しているような場合を除いて保証が行われるということだと思っております。つまり、ある中小企業者がAという銀行から貸し付けを拒否された、それじゃというところで市役所へ行って、A銀行に行つたけれどもA銀行は貸し流りだと、貸し流りされた認定してくださないと認めてしまったら、もう一回A銀行へ行つて融資をしてくれといつて貸していただけると、こういうことではないんですか。

○政府委員(橋田勝彦君) 新しく発足をいたしました貸し流り対応特別保証につきましては、まず入り口要件といたしまして、実際にこの保証申し込みをされる方の資格要件というのがあり、まず入りに、市町村長等がそういった要件を認定するといふ簡便なスキームになっておりますが、申込人の資格要件といたしましては、例えば金利が前回の借り入れに比べて引き上げられていたとか、あるいは融資額が減額をされたとか、あるいは融資の期間が従来の二年で借りられていたのが一年になるとか、あるいは先生がおっしゃるように全く貸し付けを受けられなくなつてしまふ、そういった状況の場合にはこの認定を受けていただいて、保証協会の保証を、保証基準を満たす場合ですが、受けていただければ、当該金融機関のみならず他

の金融機関に回つて新たな融資を受けるという道が開けてくると思ひます。

○平田健二君 そこで、なぜ市町村長の認定が必要なのかということなんです。貸し流りを受けたあるいは減額されたという立証、中小企業者はそういう立証をしないといふかぬわけなんです。そういった書類をつくつて役所へ行つて、実は貸し流りを受けましたと、だから何とか認定してくれという立証をする必要があるわけなんです。どういふ書類をつくるかは別として、大変煩雑になるわけなんです。なぜ市町村長の認定が必要なのか。もう認定なんかなくして特別枠を広げたらいいじゃないですか。従来の枠を、と思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(橋田勝彦君) 今回の貸し流り対応特別保証を含めまして、信用保険法の二条三項各号に書かれております倒産関連特別保証というのは、保険料率、保証料率も大変低くされておりますし、保証限度額も普通保証、無担保保証、特別小口保証について、それぞれ倍額、別枠で活用できる、大変中小企業者にとっては利用しやすい制度になっていくわけでございます。

これにつきまして、実際の各地におきます中小企業者あるいは零細な中小企業者の実態を、地域経済を把握されておられる市町村長等に認定をお願いすることによって、逆に中小企業者から見ますと、金融機関ではない、あるいは信用保証協会ではない、地元の身近な公的機関の認定によってこの制度が動き出すという意味で、我々は今まで制度として倒産関連保証をやつておりますけれども、そういった意味の前置きの評価を受けていると思ひます。

○平田健二君 前向きかどうかは別として、市町村長が貸し流りなり減額なり期間を短くされるなり、そういった認定をするという作業、それには必ずそういった立証をしなきゃいかぬわけでしょう。私はこういう貸し流りを受けました、こういう減額措置を受けましたと、それを市町村へ行つてそういった立証をするわけなんです。それで初めて、そうだな、おまえは貸し流りを受けたな、じゃ認

定しようよ、こういうことになるわけなんです。なぜそれが要なのか。確かに、特別枠で倍貸すから、保証するからということでしょうけれども、そこまでする必要があるのかと思ふんですけれども、もう一度そこを。

○政府委員(橋田勝彦君) もちろん、あらゆる制度につきまして、できるだけ審査あるいは許可、そういった手続というのは軽減されるように我々中小企業者としてもできるだけの努力をしてきておりますし、今後もしたいと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、特別的な大変メリットの大きい保証制度でございますので、これについてある意味で公的なオーソライゼーションといひますか、客観的な証明といひたい。ただ同時に、それにつきましては、先ほど申し上げました、地元の地域経済あるいは地元市町村長あるいは特別区の区長にお願ひをすることによって、そういった手続上の弊害も簡便性を加味することによってより軽減できるんじゃないかという制度上のある種の設計をさせていただいていふということでもあります。

○平田健二君 この制度が円滑な保証に寄与するといふふうに言つておられますけれども、もう一つお尋ねいたします。

いわゆる事故率、二%から一〇%に大幅に緩和することによって貸し流りが少なくなると、こう言われておりますけれども、新しいこの制度に頼る中小企業事業主は現実に貸し流りを受けておられるわけなんです。問題があるか業績が悪いのかどうか知りませんが、融資の申し込みをされたけれども、貸し流りを受けた方なんです。そういう方しかこの保証制度を使わないう言ひ方はおかしいですけれども、利用しない。言ひ方は別として、この制度を利用しようといふのは貸し流りを受けていることが前提ですね。この制度を利用しようといふ人は、民間の金融機関が貸し流りをしたくなるような中小企業者

なんです。そうですね。民間の銀行が、いやこれは危ないぞ、貸し流りしたくないというような中小企業者なんです。そういった返済に心配な中小企業者の比率がこの制度を利用しますと多くなるわけなんです。

条件が一挙に緩和されたと言つておりますけれども、本来であればもう貸し流りを受けて仕方がないような人々だけを集めてこれを保証するわけですから、本当に条件がそう一挙に緩和されるということになるでしょうか。

○政府委員(橋田勝彦君) 新しい貸し流り保証制度を設計するに当たりまして一番我々として腐心をいたしましたのは、全国に五十二ございいます信用保証協会の保証審査を、いかに現下の貸し流り状況対応ということで緩和、迅速化ができるかといふことでございます。

その観点から、先ほども申し上げた、貸し流り保証の申し込み資格を有される中小企業者につきましては、その保証の審査に当たりまして、できるだけ単純化されたといひますか、円滑な保証がしやすいような窓口基準といひますか、つくつてみてはどうかということですが、現在最終的な詰めを行っている段階でございますが、おおよその考え方をいたしました。いわゆる保証あるいは融資に値しない、本当に俗に言う真つ黒なケース、こういったものについて項目を列挙させていただきまして、そういったリストに該当しない限りは積極的に保証していただくということで、保証基準、保証審査についても余り時間がかからず、できるだけ親身になって保証引き受けをしていただきたい、そういう設計にさせていただきます。

したがいまして、今先生が申されましたように、例えば税金を滞納しているとか、あるいは実際に粉飾決算を行つて企業としてもう今後存続が成り立たないとか、そういった幾つかのネガティブリストといふものを我々として用意させていただいて、それに該当する場合にはそれを外す。ただ、逆に言ひますと、それに該当しない限りは、新たに私ども予算的な手当ても協会にしておりますの

で、前向きに保証していただける、そういう仕組みに仕立て上げたいと思っております。

○平田健二君 次に、無担保保険と特別小口保険の改正です。

これは、貸し渋り対策の一環としてこれをやるわけですが、貸し渋りがはばなくなったなというふうな状態になった時点で、水準をまたもとに戻すというふうなことはございませんか。三千五百万を五千万、七百五十万を一千万、これを取りあえず貸し渋り対策としてやると。貸し渋り対策しなくてもよくなったという状態になったら、これはまたもとに戻しますか。いかがでしょうか。

○政府委員(橋田勝彦君) 現在、信用保証制度で持っております三つの保証制度につきましては、制度発足以来、累次中小企業者の資金需要に応じまして限度額を右肩上がりで引き上げをさせてきていただいております。

今回の限度額引き上げにつきましても、一つには貸し渋り対策、無担保無保証で利用できる信用保証というところで貸し渋り対策という側面も中心にございまして、同時に、従来の無担保保険、特別小口保険の利用率、これをチェックいたしますと上限に張りついてきている割合がある程度、ところまでまいってきているものから、そういう中小企業者の資金需要というのにも反映しながら引き上げをさせていただいたわけであります。

したがって、御質問にございましたように、貸し渋り状態というのがなくなつたときに自動的にこの限度額を引き下げるといふことには考えてございません。

○平田健二君 次に、信用保証制度の重要性というところで、信用保証協会の運営ということについてお尋ねをいたしたいと思います。

保証協会の健全な経営を考えますと、保証協会としても保証渋りをしないといけないということだと思ふんですが、それでは保証協会の意味がありませんので、地域的な事情等でまじめに審査し

ていても赤字経営になってしまうということもあり得るわけですね。

それで、資料にもございますが、平成九年度における信用保証協会の収支状況というのを見ますと、信用保証協会のこの運営そのものがかなりきつところもあるんです。その信用保証協会の経営、運営という観点から、あるいはまた信用保証協会という制度そのものの重要性にかんがみて、どのようにこれを整備してまいりますか。

○政府委員(橋田勝彦君) 先ほどから申し上げておりますように、信用保証制度というのは中小企業者における資金調達手段としては大変大きなウエイトと役割を果たしているわけでございます。

それを実際に担っているわけでございまして、全国に五十二ございまして信用保証協会でございます。その中には、約三分の一から四分の一ぐらいですが、赤字で悩んでおられる協会もございまして、これらにつきましては、例えば平成十年度当初予算あるいはこの第一次補正予算でそれぞれ百億円、百三十億円の協会に対する補助金を我々としては用意をさせていただきまして、そういう収入状況、財政状況に際しまして、各地域において公平に中小企業者が信用保証という制度の利益に浴することができるよう、こういう補助金を県とともに協会の財務対策として補助を出しているというのが実態でございます。

今回の貸し渋り保証制度をつくるに当たりまして、先ほど申し上げましたように、一つには協会の保証審査に当たる方の保証基準というのを明確にしてできるだけ迅速、円滑に保証してもらいたいという点が一点、もう一点、我々配慮をいたしたののは、こういった保証協会が従来のそれぞれの財務基盤、財務状況にかかわらず、本貸し渋り保証については積極的な業務運営をしていただきたいという観点から、今回の貸し渋り保証については我々これから手当てをいたします予算を協会ごとに従来の一般会計とは別に特別会計をつくっていただいて、そこに新しい補助金を流し込ませていただいて、それをバックにして、従来の経営

状況、財政状況とは無関係にこの貸し渋り保証については円滑、前向きに保証をしていただくという点を制度設計上配慮したわけでございます。

今申し上げましたように、従前からやっております信用保証制度についての財務対策については当初予算なり補正予算で従前から手当てをさせていただいておりますし、今回の特別貸し渋り対策保証につきましては特別のアカウントといふか会計をつくって、各協会が同等に同じような意気込みでやれるような制度にさせていただきたいと思っております。

○平田健二君 それはわかりました。今回の制度に対する取り組みはわかりましたけれども、従来の経営難に陥っている信用保証協会が三分の一程度でございますね。これらの支援策についてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(橋田勝彦君) 各保証協会の財務状況につきましては我々と一緒に運営、監督をしていただいております自治体とも話をしながら、相互に一つ一つでお金を出し合う形で補助金というのを協会に対して流すというところで財務体質の安定化、強化を図らしていただいておりますし、今後ともそういう形で対応することになると思います。

○平田健二君 先ほどもちよとお話ししたんですが、まじめに審査をしても、ある特定の地域で特定の集積、例えば輸出中心に頼ってきた集積のところや信用保証協会から保証していただいた融資を受けた、全体が地盤沈下で、それは保証協会がまじめに審査しても結局焦げついてしまった、そういうところとはたくさんあるんです。そういう支援は個々のそれぞれの信用保証協会によつて違うはずですね。画一的に支援策を考えるとやばい、やはりそれぞれの地域に見合ったような支援の仕方というのがあるはずですから、その辺のところを各都道府県とよく話ししていただいて財政面の支援を考えていただきたいというふうに思います。どうぞひとつよろしく願います。

次に、この制度を悪用するということは余り考

えなくてもいいと思ふんですけれども、民間の金融機関ですから、現行の不良債権を今回の信用保証の債権につけかえるというふうな悪用をされるおそれも今の銀行ですと十分にあるわけですね。どういふ対策を考えておられますか。

○政府委員(橋田勝彦君) 今回開設といふか、新たに始めさせていただく貸し渋り保証制度につきましては、従前から申し上げておりますように、民間金融機関の不良債権処理が進む過程の中で発生する可能性のある中小企業者の方々への信用収縮への対応として円滑な資金供給を確保するためにこういう措置を講ずるものでありますので、今先生御指摘のように、民間金融機関がいやしくも問題債権というのをこういう信用保証協会の公的機関につけかえる、そういうことを目的としたものではないことは当然のことでございます。

従来から保証協会と金融機関との間では旧債保証の禁止、旧債というのは古い債務という意味ですが、現在金融機関に負っている中小企業者の債務を途中から保証がえをして保証をつけさせるとか、そういうことは禁止するということな契約に、これは協会と金融機関の間でなっております。ただ、これはお金の世界の問題ですから、金融機関がそういう意思を持って、意図を持って中小企業者に働きかけていろいろなケース、先生御指摘のような我々にとっては金融機関のふらちな行いが出てくる可能性は多々あると思います。これにつきましては、我々としては保証制度そのものについては円滑にできるだけ進もうという、これは貸し渋り保証特例の大変重要なポイントでございますが、もちろん歯どめがなく保証がなされないように信用保証協会はそれなりに指導をさせていただきたいと思っておりますが、最終的には民間金融機関のサイドでそういう行いをするものないうにぜひともしていただく必要が実効性の観点からはあると思います。したがって、大蔵省とか金融監督庁について既にお願いを申し上げておる点はこういう点でございます。

○平田健二君 最初から悪いことをするなんて性悪説で、銀行はもうそういう感じがありますが、先日にも予算委員会でも、どこかの銀行が貸し渋り、それから引き揚げ、そういうマニピュレーションをやって、行員の皆さんを集めてそういうことをやったというのをやりました。それは事実だというわけですよ。そんなことを平気でやっておるわけですから、つけかえなんでもう簡単にやりますよ。さっきのお話じゃありませんが、融資を受けたら、それをその場で返せと、こう言われたというわけでしょう。

これは罰則とか外部監査をきちんとするとかいうのを最初からその法案に盛り込むというようなことをしなければ、銀行は信用できぬとは言いませんが、どうもやっぱり危ないなという感じがしますけれども、いかがでしょうか。罰則規定を設ける。つけかえをしたら、今おっしゃったようなことをやれば罰則、それは銀行ぐるみでやるというところはなかなか難しいと思いますけれども、どこかの店の支店長が自分の成績を上げるためにはそういったこともやりかねません。いかがでしょうか。

○政府委員(橋田勝彦君) 先生のせっかくの御指摘でございますが、この信用保険法の中にそういった法律事項を書き込むのは大変法律的に難しいのではないかと、私個人的に感じております。先ほど申し上げましたように、我々としても危惧をいたしておりますので、金融監督庁さんいろいろそういう点について今お願いをしております。金融監督庁としてのプロの立場でそういったことについての抑止策あるいは指導について万全を期していただけるようにこれからお願いを続けたいと思います。

○平田健二君 それでは、全国五十二の信用保証協会に補助金総額二千億円を出すわけですね。出捐をするわけですが、その二千億円の配分基準、先ほど言いましたように協会の財務状況は金くばらばらでして、通常の経理にも余裕があるところ、先ほどお話がありました余裕がないところ、経営が厳しいところもあるわけですから、これも一律に二千億円は出捐されるのかどうか。出捐するとならばいつごろ、いつの時期に出捐するのか、教えていただきたいと思っております。

○政府委員(橋田勝彦君) 質問に対してお答えが先後いたしますが、時期の観点からは、今回の補助金につきましては、今後の予算編成の過程におきまして景気対策臨時緊急特別枠の活用も含めて予算的な措置をとるべく財政当局とこれから協議をしてまいりますので、そういった予算化がされた時点ということになると思います。

具体的に補助金の配分方法でございますが、先ほど申し上げましたように、従前の五十二協会の財務内容、財政状況ということから離れて、あくまでも貸し渋り保証対策ということで特別会計をつくっていただいて、そこに補助金を送り込みたいと考えております。したがって、配分方法について今具体的にお答えするわけにまいりませんが、ただ当然、物の考え方として考えられますのは、今後の貸し渋り保証の実施見込みといえますが、そういったものにに応じて配分をさせていただきますが、そういったものに比べて配分をさせていただきますが、秋の経済対策を打って以来のこの十月月程度の間の貸し渋り対策的な保証についてどういった御実績があるか、そういったものも一つの考慮要因になると思います。

○平田健二君 次に、今回、保証制度の要件が緩和されるわけですが、特に保証協会の保証が要らないような健全な中小企業経営者でも、こういった制度でできたということですので、民間の金融機関がすべて融資にこの保証をつけることを要求しましたら、中小企業者は保証料も金利も負担しなきゃならぬということになります。実際には保証協会の保証をつけなくても融資ができるようなものに対してまでも、先ほどじゃありませんが、民間の金融機関は保証協会の特別保証をつけてきなさいと。銀行ならば当然の発想ですね、より安全なわけですから。それは危険なところにあるところ、保証協会の保証をつけさせて融資するわけですから、本当に保証をつける必要もないような健全なところまで銀行は保証をつけてきなさいと、こういうことになりませんか。こういった点についてどのような対策を講じますか。

○政府委員(橋田勝彦君) この貸し渋り保証制度を金融機関がどういう形で利用されるかについてはいろいろな見方があると思います。我々として考えられます先ほどのつけかえの話とかいろいろなケースについては、先ほど来申し上げておりますように、金融監督庁にお願いをしてしかるべく指導していただくつもりであります。

ただ、今先生がおっしゃったように、一つには保証をつけますと当然保証料の負担ということが追加的に中小企業者にかかってくるわけですが、従前の例で申し上げますと、保証付きの債権債務というのは金融機関にとつて一〇〇%リスク担保がされておりますので、通常の金利条件よりは幾分か安くなっているのが従前の状況でございます。現下はどういう状況になっているかというのはなかなか難しいところだと思っております。

ただ同時に、保証料につきましても、今回はなるべく負担をかけないように保証料率の引き下げというのを本特別保証についてはいろいろ協会にも御努力をいただいでやることになっておりますので、そういった意味での負担というのは、資金融通の道が開け、かつ保証料を加えた負担というのが中小企業者にとって過重にならないように我々としては努力していきたいと思っております。

○平田健二君 次に、不況業種の指定の問題についてちょっとお尋ねいたします。特定不況業種が大幅に拡大されました。わずかに一年前には十八業種だったものが、ことしの七月に百七、今回百四十八、急速に拡大をしてくておるんですが、今日の状況からしますとさらに積極的に指定する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(橋田勝彦君) 先生御指摘のように、昨年の今ごろは十八業種であったわけですが、この十月一日からは百四十八業種の指定がされる予定になっております。この指定がされますと、この業種に属される中小企業者、いわゆる保険限度額が倍額になるという、そういった効果がございしますので、大変重要な制度だと我々は認識しております。

この制度につきましては、三カ月ごとに業種追加の見直しをさせていただいておりますので、次回は一月になるんですが、その時点までにいろいろな業種を幅広く関係各省からも御要望を聞かせていただいで、今後とも前向きに業種追加というのをしていきたいと考えております。

○平田健二君 最初の話とは逆になりますが、広報の問題。先日我が会派の福田議員が質問したんですけれども、周知徹底です。

この前銀行に行ったら、とんでもない、貸せないと言った。今回こういう制度できて、貸し渋りに遭った人に条件が整えば融資しますよというようになことを幾ら言ったところで、いやこの前銀行に行つてひどい目に遭った、とってもけんもほろろに断られた、今回こういう制度できて本当に銀行は貸してくれるんだろかというようになことが現実にはなかなかわかりません。現実には、行つてこの前断られたのに、今度はすぐ貸してくれる、本当だろうか、こう思うはずなんです。

ですから、私はやっぱりきちっとした周知徹底、中小企業支援策はいろいろな制度があります、それがきちっとわかるように、そして今回のこの新しい保証制度が本当に困っている中小企業者の皆さんに理解できるように何か周知徹底の方法というのを特別に考えていただきたいなと思うんですが、今回こういう手厚い保証をするわけですから、いかがでしょうか。従来のようなやり方じゃなくて、もっと違った、何かアイデアがあれば出したいんですけれども、何かございせんか。

○政府委員(橋田勝彦君) 中小企業者に対する制度の周知徹底というのは大変重要な問題だと中小企業庁としても認識しております。例えば通産

れを国会というレベルから私は申し上げておりまして、要するに国会に報告という形をとるべきである。今回は、政府の全額補助とかあるいは中小企業信用保険公庫への政府の出資を含めて一兆円ぐらいが手当てされるというふうな聞いておりますから、これだけのお金動く話ですから、やはり国会に当然ながら報告すべきだということに、別のレベルの話をしていくわけですから、どうですか。

○政府委員(橋田勝彦) 信用保証協会の財務状況についての国会への報告という制度で先生の御指摘でございます。

ただいまおっしゃられた一兆円の話で申し上げますと、過半に当たります部分については、協会二、公庫八の負担分担になっておりますので、八の部分については信用保険公庫に対する出資という形で、いろいろな形で国会への報告という制度ができていくと思います。

申し上げましたように、信用保証協会について二千億円弱ぐらいのお金が流れてこういって制度が動き出すわけでございますが、他の同種の機関等々の制度との比較、横並び等々も考えた上で検討する必要もあるかと思ひますし、私どもとしては、先ほど申し上げたような閲覧権とか我々の報告・立入権、あるいは会計検査院の検査、その結果は国会にまた報告をされるということで、この制度を十全に活用いたしますれば、先生の御指摘のようなそういった透明性の確保というのはできるのではないかと考えております。

○加藤修一君 先ほど来同じような質問が出てきておりますけれども、新保証制度におけるリスクウエートの関係でございます。

一〇%に引き上げる、そういうふうな聞いているところでありますけれども、例えば一〇%まで見込んだ場合、保証業務をそういった形で行った場合については、財政負担としては総枠一兆円ぐらいまでは考えられる。しかし、実際のリスクウエートが一〇%で済めばいいわけですが、それよりも、さらに増大する可能性はない。

そうしますと、将来的に財政に対する圧力、そういったものが当然考えられますけれども、その辺についてはどういふふうに考えておりますか。

○政府委員(橋田勝彦) 代位弁済率といふことが事故率につきましては、正直申し上げて、これは実際に保証がされ、その後ある時間がたちまないとどういった数字になるかわかりませんが、我々が一番制度設計上配慮したのは、従来の二〇%の代位弁済率、事故率といふのを、実際の五倍程度の一〇%になったとしてもこの制度が動くような、そういった制度設計をさせていたいたところでありました。

今先生申されたように、実際に今後この貸し流し保証に依りて将来どの程度の事故率になるか、これはわかりませんが、ただ我々、保証引受基準の段階で、一つには中小企業者にとって迅速、円滑な保証が受けられるように、他方、信用保証協会にとってはある種のネガティブリストといふものを設定することによって、これはもう保証するに値しない、そういった申込者については保証を受け付けない、拒否されるケースもあるといふような基準で具体的にモラルハザードが起きないような、そういった制度をつくりたいと思っております。

○加藤修一君 それでは、次の質問に移りたいと思います。

経済のグローバル化によって、対外投資を含めて増大していく、あるいはさまざまな機会がたくさん生じてきているわけでありまして、その中で、前回もこの辺について質問を申し上げたんですけれども、信越化学の日系子会社の件でございますけれども、シンテック社、さまざまな環境の問題について抵触するようなことを海外において展開しているふうな私の資料ではなっております。通産省としてはこの辺のことについて事情というのを把握しているんでしょうか。

○政府委員(河野博文君) お尋ねのシンテック社の件でございますけれども、私どもこの件を承知いたしましたのは、シンテック社がルイジアナ州

におきまして塩化ビニール樹脂工場の計画を持っているということが我が国でも新聞報道されました。その機会に、信越化学の方から事情説明をしようというところで報告に参りましたものですが、それで承知した次第でございます。

私も承知していることを申し上げますと、シンテック社は米国ルイジアナ州におきまして塩化ビニール樹脂の工場を建設する計画を持っておりまして、この計画の概要あるいは米国の環境規制との関係などについて対応状況を聞いていますということでございます。

中身といたしましては、この会社は現在ではルイジアナ州に塩化ビニール樹脂の工場を建設する二つの計画を有しているという状況だと聞いております。

当初からありました計画につきましては、ルイジアナ州政府から工場建設の許可は得たものの、住民の方などからの異議申し立てがあったということのようで、現在米国の連邦政府の判断を待っているというところのようでございます。もちろん、連邦政府の許可が出れば建設を行う意向だといふふうに聞いております。

また、もう一つ、同じルイジアナ州でございますが、別の場所です。新たな塩化ビニール樹脂の工場の建設計画を進めているというところも聞いておりますが、この工場につきましても、州政府の許可なども今後手続を行う段階というふうに承知をいたしております。

○加藤修一君 前回、大臣は、基本的には民間企業の自由な経営判断があると認識していると、その中でさらに、当該工場についてはアメリカの関連法律が当然適用され、その中で判断されるというふうな言われているわけですが、私が調べた範囲では、シンテック社がテキサス州の大気管理委員会から厳重な注意を受けているとか、大気中排出規定違反で施行令を適用されたとか、あるいは排水の適切な監視と報告を怠っていたというところでアメリカの環境保護局より十二万五千ドルの罰金を科せられた、そういうふうな企業行動

が事実としてあるわけでありまして、こういう行動について、従来から通産省のお話を伺っている範囲では、環境汚染を輸出しない、公害を輸出しない、そういうふうな言っているわけですが、先ほど申し上げましたように、自由な経営行動というふうな大臣はおっしゃっておりますけれども、この辺から考えると、自由な中にもやはりある一定の制約を持ちながら行動しなければいけないというところは当然な話だと思ふんですけれども、この辺について大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(与謝野馨君) 日本の企業がいかなる国で投資をして工場をつくらうとも、その国のあらゆる法律に適合したものでなければならぬというところは当然のことであると思っております。しかし、そこに工場をつくるかどうかということとは、基本的には経営判断の問題に属していると思ひます。

ただいま先生が言及されました計画は、米国のルイジアナ州における計画でございます。環境問題などの観点からの規制についても米国の関係法令が当然適用されるものでございまして、米国の連邦政府、ルイジアナ州政府が判断すべきものだと思います。

○加藤修一君 大蔵省、来ておりますでしょうか。大蔵省にこの間、外為法の関係で質問したわけですが、その中には環境汚染に関するものについては一切触れていないわけですが、私は環境保全項目というのをこういった中で当然考慮すべきだといふふうな話をしたわけですが。

今OECDの方で多国間投資協定、MAI、これが議論されていると思ふんですけれども、十月までは凍結状態だ。かなりホットな議論になっているようにあります。このMAIの中では、要するに海外からの投資を呼び込むに当たって環境基準や労働基準を緩和してはいけない、そういう規定があるように受け取っているわけですが、そういうふうな書いているという報告がござ

います。
この辺との絡みで、要するに将来的に仮にこの協定を日本が受け入れるという立場になったときに、それは国内法の整備の段階でどこにかかわってくる話になりますか。外為法は一切関係ないですか。

○政府委員(黒田東彦君) 先日答弁申し上げましたとおり、直接投資はもちろん受け入れ国の経済にとってプラスでありますけれども、当然海外に進出した日本企業も環境問題を重視すべきことは当たり前でありまして、この点について委員の御指摘のことはそのとおりだと思います。

ただ、この面でのいう規制をするかということは、基本的に当該進出先国の環境政策あるいは国際的な環境規制によるべきものであるというふうに考えているわけでございます。

今御指摘のMAIについて、確かにそういった議論がされておることは事実でございますが、現時点ではまだ多数意見はなっておりませんが、現でございますが、もし仮に、これは全く仮にの話でございますが、今先生御指摘のような合意が国際的にできた場合にどうだろうかということになりますと、それはどういう合意ができるかにもよりまして、今お触れになったような形でありますと、やはり受け入れ国側が環境規制について直接投資を呼び込むために甘くしないということであつて、対外直接投資、出ていくところのことに關する外為法の規制の問題ではないような感じを持っております。

ただ、いずれにいたしましても、それはどういう国際的な合意ができるかということにかかわつていふ話を出しておりますし、今の時点では、MAIでそういう話は出ておりますけれども、そういう合意に向かつていふ状況ではまだないようでございます。

○加藤修一君 この問題についてはまた別の機会に触れたいと思います。

ます。

八月二十日の予算委員会におきまして、通産大臣は、我が党が従来から提案しております商品券の問題についてこのように答弁されております。

「地域の商店街に共通の商品券を出すということは、やはり通産省が全国の地方自治体等とも御相談しながら、その発行のための企画あるいは立案、ノウハウの提供、そういうものをするというところは、消費を促すという意味では一つの有効な方法ではないかというふうに思っております」と。その後またいろいろと文言がございますけれども、このように大臣は答えておられます。

さらに小淵総理大臣は、こういう商品券について、「全国的に行うといった場合には、実務上種々の困難な問題もあると考えます」、要は「これから具体的に研究をさせていただきたい」と。衆議院では「勉強させていただきたい」と。さらにここでは、参議院におきましては「具体的に研究をさせていただきたい」と。

その言葉を受けて野中大臣が、「総理が御答えをされましたように、いろいろ御提言を受けて研究をすることを私も努めてまいりたい」と、このように答弁されておられます。

その「具体的に研究をさせていただきたい」、この内容でございますけれども、八月二十日から約四十日たつていふ段階でございますけれども、この具体的な研究ということがどこで、恐らく通産省で行つていふことと思ひますけれども、具体的な研究の内容ということについて御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野中廣一君) 一般的に商品券といふと、例えばデパートの商品券、あるいは書籍をかうための商品券、あるいはビール、酒類の商品券、お店に着目した商品券あるいは共通の品物に着目した商品券、いろいろ商品券の種類がございまして、過去の例、地域に着目した商品券といふものと、京都のある町でやつております商品券、それから東京では特別区であります港区の商品券、こういうのが実は現在存在をしております。

これは地域全体をカバーする商品券でござい

ます。京都の場合ですと、町長が奨励をして、冠婚葬祭等々もろもろの、例えばお祝いを差し上げる等の機会に町の商品券を使つてくださいます。そうしますと実際に町の中の商品券でお金が落ちますし、現金ですと貯蓄に回るかもしれないけれども、商品券であると換物するという実際の消費行動に移ります。こういうことで、ある局部的なところではそういう例は成功をしております。

港区の例を見ますと、港区の商店街振興組合が共通の商品券を出すことで、港区の商店街が三割の補助をするということにいたしました。二割の補助というところになります。六千万円の区予算をその中に入れたわけでございまして、そうなりますと、実際は六千万円のお金というのはいくらも区民から出ているお金でございまして、特定の方が消費行動を行うということが果たして正しいのかどうかというところは実は議論をされておりますが、実際は、これは二割の補助ということで大変魅力的な商品券でしたので、あつという間に消化してしまつたということでございまして。

ですから、今減税のかわりに商品券という議論もありまして、そういう特定の地域での商品券というところもございまして、こういうものはメリットもございまして、それに伴ういろいろなデメリットもあるわけでございまして、軽々には結論はなかなか出さず、ただいま私が申し上げた例のほかに全国でどういふ例があるかということも今研究を始めたところでございまして。

○加藤修一君 今の大臣の御答弁でございすけれども、八月二十日に答弁された内容とは同じなわけでございまして、研究を始めたばかりだといふことですが、四十日過ぎておるといふことも含めて、どういう形で省内の方で具体的に検討されていらつしやるのか、その辺をお聞きしたかつ

たわけですけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(野中廣一君) これは全国すべての市町村からいろいろな例があるかどうかということを集めなければならぬわけですが、もう少し時間をいただかないと全国の例が集まらないということとはぜひ御理解をさせていただきたいと思つております。

○加藤修一君 それでは、全国の自治体が導入しているケースを、今そういった面での実態調査を行つていふ最中だという理解でよろしいでしょうか。

○政府委員(黒田東彦君) ただいま大臣が答弁されましたように、各市町村、全国の実態についてこれから調査を行う段取りになっておりますので、それをもとにまたいろいろ勉強させていただきたいと思ひます。

○加藤修一君 わかりました。よろしくお願ひいたします。

それでは経済企画庁長官にお願ひしたいわけでございすけれども、まず最初に、きょうの朝刊に出ていた内容について、経済成長率マイナスの関係でございす。報道によりますと、当初プラス・九パーセントという政府見通しがございましたけれども、マイナス・六からマイナス・八の範囲内に下方修正する方向で最終的な作業に入つたというふうな報道されていふわけでございすけれども、この辺については今どのように。

○国務大臣(野中廣一君) 現下の経済情勢に合わせまして、年率・九パーセント成長率というのは不可能だということを私は就任以来申し上げてまいりました。つい十日ほど前に今年度の第一・四半期の実態がわかりましたので、それとさまざまな情報を含めて目下今年度の見通しがどうなるか検討中でございす。

そこに、新聞に出ておりますのは推測記事でございまして、私どもの方はなお検討中でございまして、近々結論が出せるかと思ひますが、かなり厳しい数字になるかと予想をしております。

○加藤修一君 それと、またきょうの新聞で、こ

これは通産省になると思いますが、景気追加策の必要性を強調」ということで、景気対策を思い切つて打つべきであるという話を事務次官がされたというふうな報道されております。さらにという話なんです。要するに第二次補正予算をさらに上積みすることを求めているという意味にもとれるというふうな理解しておりますけれども、この辺についてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(与謝野馨) ただいま経済企画庁長官がお答えになりましたように、本年度の経済見通しについては近々新しい数字、新しい見通しというものが出てまいります。

そのときに政府としてどういう対応をとるべきかということですが、一つは財政出動、規制緩和等々、特に財政出動でございすけれども、小淵内閣としては十兆円規模の経済対策を第二次補正として行うことは既に既定方針として決めておるわけでございす。こういうものが、今後経済企画庁から発表されていく数字を勘案し、また実体経済の状況あるいは経済界の景況判断、中小企業の経営状況、万般に照らして、一つは量的にそういうもので十分かどうかという判断をしなければならぬ。

それから、仮に量的なものは十分であっても、投資の方向として一体どういう方向が景気回復に資するかという質的な面も判断をしなければならぬと、またこういうふうな急速に経済が悪化していく状況の中でどういう速度、どういうスピードで施策を断行していくのかというスピードの問題もあると、そういう一般的なお話を事務次官が記者会見で申し上げたわけでございす。

○加藤修一君 融資の關係に絞って申し上げますと、北海道なんかは六百社から七百社ぐらい融資停止という形になっているというふうな聞いておりますので、ぜひその辺について御尽力いただきたいと思ひます。

それでは次に、先ほども取り上げましたけれども、商品券の關係でぜひ経済企画庁長官にお尋ねしたいわけでは。

地方自治体における商品券発行の評価、こういったことと、さらに特別戻し金商品券の経済効果の評価、あるいはその実施に向けての件を言うところ、ちよつと難しいかもしれませんが、かつて長官は四兆円の特別減税については個人消費を喚起するに足らなかつた、このように発言されておられますけれども、これと商品券のかかわり、かわりというよりは商品券についての経済的な効果、この辺について御見解をお示しいただきたいと思ひます。

○国務大臣(堀内太一君) 地域商店街が発行いたします商品券につきましては、その地域の商店の需要を喚起する点では非常にすぐれたアイデアだと思つております。しかしながら、これが全国に広がりましたときに全国の需要を喚起するかどうか、これは非常に難しい問題でございまして、商品券は使うけれども別の現金はそのまま貯金するという可能性も十分あるわけでございまして、これがどの程度の需要喚起になるか非常にわかりにくいところがございます。

一般的に言ひまして、減税が効果を上げるかどうか、これは、ことし、今月減税したのをいつ消費者が使つてくれるかというのとはその人々によつて違ふわけでございまして、すぐ使つてくれるか、あるいは来年、年末に使うか、あるいは次の冠婚葬祭に使うか、いろんな効果があります。したがつて、公共事業等に比べますと効果を発揮するのが長い期間にまたがるというのが特徴でございす。今のところ非常なマイナスイメージでございすけれども、恒久減税が続いていきますと効果を上げるだろうと思つております。

その減税の方式として地域別商品券というのがいかどうか、これが全国にまたがったときにどの程度の効果があるか、これは大変研究すべき課題ではあります、直ちに判断しにくい問題だと思つております。

○加藤修一君 最後に確認だけさせていただきます。いんです。

地域別の商品券が全国に広がった場合というのは、全国一律の商品券なのか、それとも各自治体での商品券が全国三千二百三十二の自治体にとつて意味なのか、どちらになりますか。

○国務大臣(堀内太一君) 後者でございまして、必ずしも市町村別ではなくて、何々通り商店街というのでもございまして、あるいは五つ六つの市町村が固まつたものもあるでしょうけれども、やはりこれは地域別というところが一つの特色だと思ひます。

全国に商品券が、あらゆるものになりますと通貨類似行為になりますので、効果の点でも制度の点でも問題が大きいと思ひます。

○加藤修一君 そうしますと、地域別の商品券がそれぞれ全国的に実施されれば、それは当初長官がおつしやつたように地域の中における経済効果はあるという理解でよろしいですか。

○国務大臣(堀内太一君) それぞれの商店街の需要は喚起いたしますけれども、大きな流通を遮断することになりますから、全国の需要を引き上げるかどうかは必ずしも保証の限りではございませぬ。各地域の商店街の振興にはなると思ひます。

○加藤修一君 時間がございませぬので、別の機会にまたよろしく願ひいたします。

○委員長(須藤良太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後一時二十分再開

○委員長(須藤良太郎君) ただいまから経済・産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。私の質問に入る前に、先ほどの貸し渋り対策についての政府広報の件で、大臣の御答弁はお伺い

したんですけれども、なおかつ私、一言意見を、むしろ抗議を申し上げたいと思ふんですが、衆議院の審議がどうあれ、参議院ではきょうが初めて審議でございす。それについていろいろ説明を書いた上で法案成立を前提とした広報を出したということについては、やはり国会軽視、とりわけ参議院軽視と言わざるを得ないと思ふわけですね。対人地雷禁止条約の関連法案の国会審議日程を考へない異常なこの法案の提出日程ということもありまして、この際私は厳しく抗議をしておきたいと思ひます。今後このようなことがないようになつてほしいと思ひます。

それで、審議に入りたいたいわけですが、この法案は、提案理由の説明にもありましたように、八月二十八日に閣議決定された中小企業等貸し渋り対策大綱の具体化の一つ、先ほど御説明にありましたように、どうしても法案の改正が必要だといふ部分の提出でございす。この点につきましては、我が党日本共産党も賛成でございす。

ただ、貸し渋り対策といふことにつきましては、私はやはり大きく言つて二つの内容、対策があるだろうと考へます。一つは、貸し渋りを現に行つてゐる民間の金融機関にこの姿勢を改めさせるといふこと、根を断つといふこと、これが根本対策といふは必要でございす。もう一方、その対策あるいは指導監督をやりながら、しかし現実には貸し渋りに遭つてゐる人々をどう救うのかといふことで信用保証制度を充実させるなどの必要な改善が求められてゐるというふうな思ふわけですね。

政府はこれまで貸し渋り対策について一兆円以上も公的資金を注ぎ込んでまいりましたが、この点については予算委員会が我が党の八月二十一日の質問に對しては、大蔵大臣自身がお認めになつたように、貸し渋りは依然として改まっておられません。数字で申し上げても、十日に発表された日銀の八月の貸出・資金吸収動向等(速報)というのが出てゐるわけですが、その速報によつても、貸し出しの動向といふのは前年

比連統的にマイナスが続いているわけで、依然として金融機関による貸し渋りがひどく続いているということを示していると思います。

そこで、大臣にまずお伺いしたいわけで、けれども、この民間金融機関の貸し渋りの企業行動を根っこから改めさせていくという問題なんですか、この実態が、いわゆる貸し渋りの現状がどのようなものだと思われているのか、大臣の御認識をお伺いいたします。

○国務大臣(与謝野馨君) 貸し渋り、一般金融機関の話を申し上げますと、やはり日本のマクロ経済全体が低迷しているというのがその底流にはあるんだらうと思います。それからもう一つは、バブル時代の後始末、すなわち不良債権の処理が十分進んでいないという現状がもう一方ではあると思います。それからもう一つは、ことしの四月、BIS規制に対応するために、自己資本比率八％、四％という水準を達成するために資産圧縮をしたというようなこともございました。しかし、全体としてそういう過程の中で、昨年十月、十一月に起きました三洋証券、山一、北拓等の破綻をきっかけにいわば教科書的なクレジットランチというのが起きたんだらうと私は思っております。

しかしながら、一般の株式会社といえ銀行といふものは、一般預金者のお金を広くお預かりする、またそれを必要とところに貸し出しをするという、純粋な民衆とは言えない公の性格も持っているということも私は考えております。そういう意味では、私は、銀行が今も余りにも萎縮し、余りにも自己防衛的に走っているというのは、日本経済全体の中では大変嘆かわしい状態だらうというふうに思っております。銀行が本来の使命感に立ち戻れるような環境になり、また銀行経営者もそのような自覚に立って融資業務をやるといことは当然のことだらうと思っております。

困っているときにお金を貸さない、困っているときこそお金が必要だということとは当たり前のことでございまして、現在の銀行の余りにも自己防衛的な姿勢というのは好ましくないというのは私は

は常々思っております。ありがとうございます。

そういう中で、やはりそういうことを言っております。一日一日の資金繰りに苦しんでいる中小企業者にとりましては、きよりの資金、あすの資金が必要なのでございまして、緊急性な措置として今回の貸し渋り対策を皆様方にお願いをして国会で成立させたいと思っております。もちろん法律で手当てするもの、予算で手当てするもの、政省令で手当てするもの、いろいろございまして、政府としては総力を挙げて中小企業で資金繰りに苦しんでおられる方々に少しでもお役に立つということが政府としての使命だらうと、そのように考えて事に当たっているわけでございます。

○西山登紀子君 今、確かに余りにも自己防衛に走っている、それは好ましくないとおっしゃったわけですが、数字をお挙げになっていないんです。貸し渋りに遭っている人たちがどの程度いらっしゃるかということについて、大臣、把握していらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(岡本眞君) 私ども、中小企業につきましては毎月、それから中堅企業につきましては隔月に貸し渋りの状況についての調査をいたしております。中小企業につきましては、八月時点で民間金融機関の融資態度が厳しくなったという企業の割合が、七月までは三月をピークにやや少し下がってきていたんですが、八月は七月の二九・六％に比べて三二・七％ということで再びはね上がったという状況でございます。それから中堅・大企業につきましては、ことし一月ごろには貸し渋りを受けているというふうに受けとめている企業の割合が四割ぐらいでございましたが、直近の七月調査では一八・七％という状況でございます。

○西山登紀子君 今数字を挙げられましたけれども、中小企業の場合はやはり貸し渋りは三割以上、非常に異常な事態じゃないでしょうか。これは全国商工会連合会の調査を私にいただいたんですけれども、全国で調査をやっているらっしゃ

います。ことしの一月、三月、七月末というふうな管内の事業者から貸し渋りがあると聞いているかという率は、一月末は三八・七、三月末は四二・一、七月末は五七・六、実にもう六割に手が届くほど、もうほとんどと言っているくらい貸し渋りに遭ったという、こういう調査結果です。

とりわけ私重要だと思っておりますのは、民間金融機関もそうなんです、政府系の金融機関にまで貸し渋りがあつたというふうな調査も出ていますし、私も地元で確かにあつたというふうなことを聞いているので、これは非常に重要だというふうに思っています。

そこで、この貸し渋りの背景には、やはり日本版金融ビッグバンへの対応ということでしょうか、自己資本をため込む、ふやす、そして銀行本来の業務よりも投機的な金融取引に走る、こういうふうな異常な金融業界の姿勢があるだらうと思

います。銀行法の第一条では、銀行の業務というのは公共性に富んでいるんだから国民経済の健全な発展に資することをちゃんとやらなきゃいけないというところで、銀行法の「目的」の第一条に書いてあるわけですが、そのように今日行われているというところ、それが非常に問題ではないかと思うわけです。まず、銀行の責任があるだらうと思

います。さらに、それでは政府の指導監督はどうだったかということでございます。これは昨年の三月五日に大蔵省大臣官房金融検査部長から各財務局長、金融証券検査官などにあてて出されておりますいわゆる三月の通達、「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」という通達があると思いますが、私はこの通達そのものが実は貸し渋りを奨励しているか助長しているかというふうに考えるわけ

です。この通達は、もう既に皆さん御存じだと思いますけれども、資産査定基準を五つの分類に細かく分けているわけです。「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の五つの分類にして、これからこういうふうな分類によつて査定をいたしますという通達なんです。

その内容を見ますと、「正常先」の定義は何かといいますが、「正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう」と。それでは、「要注意先」というのは何かといいますが、それは「業況が低調ないしは不安定な債務者」というふうな定義がござい

ます。しかし、この今の不況の時期にこういう業況が良好であるというふうな中小企業というのは非常に限られるんじゃないでしょうか。また、「要注意先」、「業況が低調ないしは不安定な債務者」という定義があるんですけれども、そうしなければもうほとんどの中小企業がその対象になってしまふ。つまり、この通達の分類によりまして、実際上多くの中小企業が一律に銀行のむしり貸し渋りのターゲット、対象になるのではないで

しょうか。○政府委員(岡本眞君) 先生御指摘の早期是正措置というのは、金融機関健全性確保法に基づいて昨年の三月に指導が出て、四月から実施しているというところで、これは先ほど大臣も御答弁申し上げましたように、国際的な自己資本比率の規制というものをにらみながら国内の金融機関の健全性確保のためにやっているものだと思います。

ただ、そのことが、先生御指摘のとおり、信用収縮をもたらす一因になっているというその側面は否めないかと思いますが、一方で、基本的には、今日の金融機関が抱えております多額の不良債権をできるだけ早期に処理することによって国際的な競争に伍していける、そういう体力を持った金融機関を目指す、そういう方向に向けての取り組みが行われているというものが今日の貸し渋りあるいは信用収縮というものをもたらしている根底にある要素ではな

らうかと思

います。その上で、今先生御指摘の各金融機関が行っておりますいわゆる自己査定との関係でござい

ますが、これはそれぞれIからIVまでの分類債権に各

本当にリアルにこの通達が出て以来、銀行の内部がそんなふうになつてゐる。むしろ、貸し渋りとか、うんと収縮してゐるというふうな事態を聞きまして、改めてこの通達の持つてゐる、一律に中小業者、むしろ今の不況の影響をもろに受けてゐる人達をターゲットにすること

○西山登紀子君 至極当たり前のことなんです
が、今貸し洩りが非常に横行している中で、そう

な要求を受けているようなケースとか、あるいは今まで借りられておった金額に比して新たな借り

○西山登紀子君　今、数字が具体的にここにお示しされない理由は何でしょうか。

○政府委員(鶴田勝彦君)　保証料につきまして

は、先生も御承知のように、保証協会五十二二ございですが、各自が決める保証料率ということになっております。我々といましては、もうあしたまでしか時間ございせんが、各保証協会一律にある数字で頑張つていただきたいと思つておりますので、その経過途中であるということと御理解いただきたいと思います。

○西山登紀子君 保険料率も今数字おっしゃいませんでした。それはどうですか。

○政府委員(橋田勝彦君) 保証料率については、現在、政府内部で次官会議、閣議等を経て、あす以降公布される予定になっております。

○西山登紀子君 案の段階でも言えませんか。

○政府委員(橋田勝彦君) 例えば普通保険の保険料率、これは信用保証協会が保険公庫に払う保険料でございますが、〇・四〇ぐらいの数字になると考えております。

○西山登紀子君 無担保それから特別小口、それぞれ、案の段階で結構です、言つていただけないか。

○政府委員(橋田勝彦君) 普通保証については今申し上げましたように保険料率〇・四ということ、無担保保証につきましては〇・二八、特別小口保証関連につきましては〇・一八を予定しております。

○西山登紀子君 どうもありがとうございます。

それでは次に、先ほど同僚議員の方からもありましたが、二十五日の告示で保険限度額が倍額になるいわゆる不況業種、特定業種が百四十八業種になったということでしたけれども、この業種指定の基準はどうなっているんですか。

○政府委員(橋田勝彦君) 信用保険法の第二条第三項第五号に規定がございしますが、平たく申し上げますと、需要の減少等によってその業種自身が非常に景気がよろしくないということを受けまして、当該中小企業者、その業種に、業種指定に關して申し上げます、今申し上げたように、過去、例えば最近三カ月間の月平均販売数量が前年同月

の月平均販売数量に比して落ちてきているとか、そういった基準で不況要件を定めております。

○西山登紀子君 最近いただいた資料によりますと、一〇〇程度減少という規定が七〇に減少してあります。その点もう少し詳しく説明してください。

○政府委員(橋田勝彦君) 今、先生がおっしゃいましたのは、最近月、この例えば一カ月間での減少率が従来一〇〇程度減少しているということについて、平成九年の秋から一〇〇程度減少を例えば七〇減少ということで運用をしたということをやっております。

○西山登紀子君 この特定業種、不況業種、中にはそういうふうな呼んでほしくないという業種の方もいらっしゃるようなんですけれども、平成九年十月一日には十八業種であったものがだんだんふえてきて、ことしの四月一日には五十六、七月一日には百七、そして十月一日、二十五日の官報で出されたのは百四十八ということ、四十一業種ふえているわけですね。これは非常に広範囲に不況の影響が広がっているということの一つの指標ではないかと思うわけです。この見直しは三カ月ごとに行われているというお話がございましたけれども、とりわけ例えば、確認しておきたいんですけれども、こういう要件を満たしておれば業界が要請したら一〇〇指定が受けられるというふうな理解をさせていただいていいでしょうか。

○政府委員(橋田勝彦君) 業種指定は、今御指摘のように三カ月に一度、洗いがえをいたしております。中小企業庁といたしましては、関係各省等々から御要望をお聞きして、先ほど申し上げたような不況要件に該当している場合には積極的に業種指定をしていきたいというように運用いたしております。

○西山登紀子君 例えば私の地元京都ですけれども、料飲業種の皆さんが指定をしてほしいなというふうな御要望もいろいろ持っているわけなんです。その場合、業界から要請をするということになると、全日本といえますか日本全体の業種団体

が要求しないとなかなか難しいというふうなことがあるようなんですけれども、今の非常にひどい不況、史上最悪の不況、こういうものとすから、地域の実情、特殊性、そういったものを加味していただくと、今七〇まで下げられたわけですが、これが六・九だつたらだめだとかそういうことをおっしゃらないで、申請があれば弾力的にぜひ前向きに業種指定を御検討いただきたいということをお願いしたいんですが、どうですか。

○政府委員(橋田勝彦君) 先ほど申し上げました信用保険法の第二条第三項第五号の規定によりまして、一応全国の業種の状況について基準を定めようといった特別制度が行われているわけでありまして、ある特定の地域である特定の業種について大変問題があるという場合には現行法上はなかなか取り上げにくいと思つてます。

○西山登紀子君 非常にせっぱ詰まっているの、こういう点もぜひ研究をしていただきたいと思つた。

次の質問に移ります。

この不況のもとで、他人の保証人になるというのは大変なことなんですけれども、本年二月の通達で普通保険とか無担保保険について第三者保証人の要件が緩和されたというお話を聞いています。しかし、私の地元でいろいろお話を聞いてみますと、どうもそれが徹底をされていないように思うんですけれども、この点ぜひ周知徹底をしていただきたいと思つたんですが、いかがですか。

○政府委員(橋田勝彦君) 委員御指摘のように、この二月から特に無担保保険、つまり保証に当たつて物的担保を要求しない保険につきまして、本来第三者保証人が必要になってくるわけですが、これにつきまして限度額三千五百万の半分に当たりまして千七百五十万まではあえて第三者保証人を要求しないという制度を進めたところでございます。

今回我々が考えております貸し流し保証制度につきましましては、例えばその対象になります無担保保証につきまして、この担保徴求について従来の

枠を超えた、担保不徴求といえますか免除をする制度を導入したいと考えております。

○西山登紀子君 ぜひ周知徹底をお願いしたいと思います。

時間が参りましたので、大臣にお伺いして、質問を終わりたいと思つた。

今、貸し流しだけでなく不況全体の影響を受けて中小業者の実態は大変深刻です。東京の足立区では警察の調査だけでもこの一年で、貸し流し、資金のやりくりがつかずに自殺したという例が十件、全国商工団体連合会という組織が調査をいたしましたのは、一年間に経営難、資金繰り、病苦を原因として約百人近い方が自殺をされていくというところで、これは非常に緊急を要する対策が求められていると思つた。とりわけ、住民と密着しております地方自治体は、本当に目の前で自殺をされるという方がいらっしゃるわけですから、何とかしてはというところで不況対策本部をつくつたりいろいろなことをやっていらっしゃるわけですね。

例えば、足立区は十一月一日から受け付けをされるのですけれども、借りがかえの特別融資制度、こういうものを創設するという新聞報道もございましたし、また、東京の墨田区が国への要望書を出しているのを拝見いたしますと、中小企業信用保険法による保険で補率を七〇から八〇に上げてほしいとか、八〇から九〇に上げてほしいとかという要望も出ていらっしゃるわけでございます。

中小企業への地方自治体のこういう不況対策、それから貸し流し対策について、全国的にいろいろな努力をなさっている中で、地方自治体のそういう努力、施策、あるいは対策本部をつくつて努力されていることについてやはりよく把握をしていただまして、御支援をお願いしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 個別の政策の問題以前に、日本の経済には埋めなければならぬ需給ギャップというものがあつまして、マクロ経済的

には日本全体が景気を回復し、日本経済を成長軌道に乗せるためにはその需給ギャップを解消するということが強く求められているわけでございます。その需給ギャップを解消するために、やはりこういう時期でございますから、財政出動をしてその需給ギャップを埋めるということをやるわけでございます。

従来ですと、景気対策は金利を下げていくという一連の政策選択ができましたけれども、現在は日銀の公定歩合にしても〇・二五という、もうほとんどゼロに近い金利なわけでございます。金利が政策手段として使えない、こういう状況になっております。したがって、今後、一次補正の後に参ります二次補正をどう考え、これをどう有効に景気対策に使っていくかということが非常に大事なこととなってきているわけでございます。ただ、財政出動をいたすとしても、やはり景気対策に資するような方向で財政出動をするということが私はこれから大変求められていることだろうと思っております。

それから、ただいま足立区、墨田区の例をお話しくださいましたけれども、東京都も中小企業金融をやっておりますし、また各区においても中小企業、零細企業、商店街対策等も予算を立ててやっております。ただ、これも地方の財政難の中で精いっぱいやっておられると思っておりますけれども、まだまだ足りないところはあるだろうと思っております。

中小企業庁また通産省としては、今回お願いしております貸し渋り対策はいわば今後の経済対策の一つの皮切りだろうと思っております。今後、あらゆる手段、あらゆる考え方を精査いたしまして中小企業対策に万全を期していきたい、また零細企業の皆様方にも十分な政策的な配慮ができるように努力をしてみたい、そのように決意をしております。

○西山登紀子君 終わります。
○梶原敬義君 私もきのうの新聞広告について一言申し上げたいと思います。

長いこと商工委員会、経済・産業委員会に私は所属してきましたが、こういうように法律ができる前に、できたことを想定して広告が載るということは初めてでありまして、通産省は、国会を軽視、あるいは衆議院が通ったからもう参議院は大丈夫だという参議院軽視、この二つの面については十分反省をしてもらいたいと思います。答弁は要りません。

次に、本法案につきましては、これは全く賛成であります。したがって、この法案が通った後はできるだけ効果を上げるように強く期待をしております。

そこで、質問の前に、きょう、私は準備のために電話等で若干状況を聞いてみました。これは地元のことですが、私の地元の信用保証協会の理事長と電話をして、こういう法案についてどう思うかと、よく知っておりますが、ぜひ早くやって役に立たせてほしいと、こういうことでございます。

それから、第一地銀と第二地銀があるんですが、地元、地元の頭取と話をしました。これは第二地銀ですが、要するに、大変景気が悪い、したがって金融も大変で、こういういいと思われることは何でもやってほしい、そういう強い要望でした。

それから、信用組合というのがあるんですが、これもほとんどトップ、あるいはその次ぐぐらいの人と話をしたんですが、要するに、それはいいことだと。しかし、信用保証協会の事務局員は、決算書類やあるいはその企業の申告額とか、こういうものを非常に厳しく、上じやなくて、信用保証協会の理事長とかあるいは専務とかいう段階じゃなくて、事務局で非常に厳しい。また、ある時期、うちの信用保証協会は全国で内容は二番だとかなんとかいうあいさつを上の方がしたことがあったんだが、そういうような感覚で仕事をしている状況というのがある人が語ってくれました。むしろ、中身がいいというよりは、裏返せばどうということかということが想定できるわけであり

それからまた、電気製品の部品とかあるのは、これは社長は私の友達ですが、今省エネの開発に努力をして、本当に悪戦苦闘をしている企業があるんです。それはいいけれども、うちらなんかに全く貸してくれないと。要するに、過去、これは円高の時代から大変大きな打撃を受けておりますから、企業の内容も非常に厳しいんです。もう家財産全部抵当へ入れて、非常に厳しい状況で頑張っておりますが、入り口からもう問題だ、こういうことでございます。

それから、信用金庫の理事長さんの話では、これは確かにいい改正法案だが、今の信用保証協会の融資スタンスが従来と変わらなければ恐らく効果はそう出ないんじゃないかと。例えば、赤字企業が半分、我々が半分出すから一緒に保証してくれ、こういうことを言っても、赤字の、分類上厳しいところの企業に対してはなかなか貸さない、そこで運転資金がショートして倒産するケースが多い。だから、言っているのは、保証協会の審査基準にメスを入れてほしいと。入れないと、これは法律はつくったがそう簡単に問題の解決にはなりにくいんじゃないかとこのことを心配しております。

そこで、私は質問をいたしますが、そういう本当に困っている企業というのは、今赤字法人率と云うのは六五%を超えていると思いませんか。そういう厳しいところがこの不況の中で非常に高くなっておりますが、こういう厳しいところに対して一定の基準をもう少しゆるやかにしてくれ、そして実際に使い道があるような形にすべきだ、こう思うんですが、その点はいかがでしようか。

○国務大臣(与謝野馨君) 今般、確かに保証の枠はふやしましたけれども、実際に保証協会が第一線でそれだけの保証をしてくれるのかどうかというところでございますが、今のままはおきましますと、先生御指摘のように、なかなかそうはいまぬという点がございます。それは保証協会の第一線、窓口で働いている方々も大変まじめに審査を

されるわけでございますから、従来の審査方針だけでは今回の特別枠を消化していくという作業はなかなか難しいわけでございます。したがって、保証協会の窓口で親切、親身にお客様に対応するということもさることながら、今までの保証と違うんだという認識を第一線の審査の方に持っていたかなければならない。

これは、先般、保証協会の全国の会長の方々が東京にお集まりのときに、私からも、また中小企業庁長官からもよくお願いをして、中小企業全般にこういう保証枠の制度ができたということも知らせるということ、また実際の保証を供与する第一線の現場の人たちにもいろいろ教育指導をして、この保証枠の有効な活用を図ってもらう必要があるということをお願いしたわけでございます。

これは従来と全く考え方が違うところが幾つかありますけれども、それは保証協会の中で特別会計を、別建てで会計をやっています、そういう中でリスクの管理等を行っていくわけでございます。従来ですと、実績ですと代位弁済の率は二%を割っておりまして、おとしですと一・五%前後、昨年ですと代位弁済は一・七%前後、こういうことで二%程度というふうにとり上げておりましたけれども、代位弁済の率を大体一〇%程度を想定して保証をやっていたけれども結構だということに考え方を転換していくわけでございます。

ただ、この一〇%というのは、十人に一人と言っているのか、十という融資に対して一代位弁済が発生するというふうにとり上げていいか。量の面で十のうち一つと。一〇%というのはリスクをとる率としては大変高いわけでございます。しかしながら、リスクをほとんどとれと言っただけではそれは保証を審査する方々には十分な指導とは言えないわけでございます。やはり、リスクはとるけれどもこういう場合は保証はしてはならない、それは理不尽だから保証はしてはならないという、いわばネガティブリストというものをつくってお渡しをしております。

それは実に常識的なものでございまして、例えば、破産、和議、会社更生、会社整理等の法的整理の手段の最中の企業にはこれは保証をしてはいけないというのは極めて常識的な話でございまして、また保証協会に代位弁済が残っているもの及び代位弁済が見込まれる場合等ということ、既に保証協会に代位弁済をしてもらっている最中のものにさらに追貸しするといふことは、追貸し保証をするというようなことはネガティブリストの中に入っておりますし、また粉飾決算とか、融通手形操作を行っているというような場合とか、税金を滞納しているとか、どんな法人の名前とか本社とかそういうものを頻繁に変更している場合とか、債務超過の状態に陥っているとかという極端な場合は、これは保証はできないといふふうになければならないわけではございまして、もともと赤字に陥っているというこれはございまして、ネガティブリストに入っていないことではございまして、ネガティブリストも今回は極めて限定的に作成したと。

ただ、先生御心配のように、第一線の保証協会の実務担当者でどれだけ親切親身に、そして頭が切にかえられるかということにも大変かわりのあることでありまして、全国の保証協会を通じてそれが徹底するように今までもやってきておりますし、今後ともそういうことに留意しながら保証協会との連絡をしっかりとやってまいりたい、そのように考えております。

○梶原敬義君 きめの行き届いた指導をしなさい、こんなに時間をかけて審議した意味がありませんから、ぜひやっていただきたい。

それで、赤字法人率というんですか、欠損法人割合というのを大蔵省から出してもらいましたが、景気が悪くなるとこの率が非常に高くなるんです。平成二年の状況というのは大体四八・四％、それが平成八年は六四・七％、非常にふえております。今年の分は、九年の分はまだ出ておりませんが、またこれ以上だと思えます。

うなということは思っていない、ほとんど善意。大多数の人は、何とか企業を続けて生きていこうと必死になって頑張っておるんです。今、赤字法人率が非常に高くなって非常に厳しい。厳しくなるときは、傘を持っていて晴れているのに傘を貸してやって、厳しい状況になったら、雨が降り出して傘を取り上げるようなことを今銀行がやっている。特に大手の都市銀行というのはパブルで踊りましたから、財務体質が非常に悪くなってここが非常にやっておる。あるいは地銀でもパブルに影響されて踊ったようなところというのはそういう出方をしております。

言いたいのは、大蔵省も来ておりますが、大体銀行というのは企業をつぶすのが専門じゃなくて、企業を育成してそしてその上の成果を銀行が享受していく、昔はそういう銀行家というのが多かったんですけれども、今は天気がいいときに傘を貸して、雨が降り出して傘を取り上げるような銀行経営で、これは非常にけしからぬと思うんです。

それで、大蔵省や金融監督庁がおいでですが、早期は正措置や自己資本比率だけを中心に言っていて、貸し渋りについてはやってもらわに困るといふような姿勢が非常に見えて、今通産省とおるけれども、全く違ったことを進めているわけですから、背反しているような気がしてならない。だから、貸し渋りに対して大蔵省や金融監督庁というのは、やっぱりこれはよくない、企業を育てよう、こういう指導をどこまで一体やるのか、できるのか、お聞きします。

○政府委員(乾文男君) 金融監督庁からお答えいたします。

今、御質問のありました貸し渋りにつきましては、今もお話しありましたけれども、早期は正措置というのがございすけれども、その運用を弾力化すると、それから保有株式の評価方法の変更、これを低価法から原価法を選択することもできるとか、それから三月のいわゆる公的資金注入によります自己資本比率の向上でございす。

か、それから、先ほど来御議論になっておられます信用保証協会の信用補完制度の拡充等の措置が講じられてきたところでございす。

私も、金融監督庁といたしまして金融機関の監督に当たっておるわけでございすけれども、金融機関が融資態度を必要以上に萎縮させまして、健全な借り手の方々に対しまして必要な資金の供給が滞るといふことでは、これは金融機関の公共性にとるといふふうに私も考えておりまして、金融機関の融資動向につきましては十分注意を払っているところでございす。また、金融機関のトップとの意見交換の場がございすけれども、そうした場におきまして、金融機関の方々に金融機関の公共性を十分自覚をしまして貸し渋りといった批判を招くことのないよう必要を要請を行っているところでございす。

今後ともそうした努力を払ってまいりたいと思ひます。

○梶原敬義君 通産大臣もおられますから、大蔵省、金融監督庁にも要望したいんですが、早期は正措置をこじからやっておりますが、今の日本の経済の実態からいって、もう三年ぐらいい延ばしていくぐらいいの決断がないと、日本リースがまたああいう形になり、年末にかけてこれは大変じゃないでしうか。

だから、ちよつと、結論だけ申し上げますが、早期は正措置をもう三年ぐらいい延ばすというような検討を強く要望したいんですが、いかがですか。

○政府委員(山本晃君) お答えを申し上げます。早期は正措置は、パブル経済の発生、崩壊という金融環境の激動期におきまして、監督・検査による事前のチェック機能が十分に果たされたとは言いがたい面があった、こういう教訓を踏まえたとして、金融機関の経営の健全性というものを確保するための監督手法として本年四月一日から導入をしたものでございす。

いずれにいたしましても、早期は正措置というのは、客観的なルールに基づいては正措置命令を適時適切に発動していくことによりまして、金融

機関の経営の早期は正というものを促していこう、こういうものであるわけでございす。

委員から御指摘がございましたけれども、本年四月から導入されましたこの早期は正措置におきましては、いわゆる国内基準進行につきましては一年間の早期は正措置命令の発出を猶予する弾力的な運用を行っているわけでございす。

今、三年ぐらいい延期すべきではないかという御指摘がございましたけれども、いずれにいたしましても、この早期は正措置いわゆるBIS基準といふものはグローバルスタンダードという側面もございす。また、金融監督庁、これが本年六月二十二日にございまして、この金融監督庁によります制度の実施状況、こういったものも踏まえていく必要があるものといふふうに私も現在考えているところでございす。

○梶原敬義君 理屈を言いつつ、経過から言いつつ、私も大蔵省に対して言いたいことはいろいろあるけれども、時間がありませんから言いませんが、今の経済状況に対してあるいは貸し渋りの状況に対して大蔵省は責任が持てるのかどうなのか、そのことを聞きます。

○政府委員(山本晃君) 貸し渋りに対する大蔵省の対応でございすけれども、現在私も大蔵省は、六月二十二日以降、金融監督庁というものがございまして、金融監督庁の方でそういう具体的な監督の行政をしているところでございす。

私も大蔵省としましては、いずれにいたしましても、この金融というものはこれはいわば経済の動脈でございすので、これが円滑に流れるようにいけばその制度面の企画立案といふものを担当しているわけでございす。このいわゆる貸し渋り対策といふものにつきましては政府一丸となりまして、特に通商産業省とも一丸となりまして、現在信用補完制度の拡充であるとかあるいは政府系金融機関の融資制度の拡充、こういった貸し渋り対策大綱といふものを閣議決定されたところでございす。こういった大綱の施策をできる限り早期に具体化していくことが今私どもに

課せられた仕事であろうということで、そういう意味での貸し渋りの解消に向けて、政府としてはまた大蔵省としては、通産省ともども積極的に取り組んでまいるのであります。

○梶原敬義君 大蔵省はちよつと頭がかたいんですよ。今動いていますよ、経済は、あるいは金融も。だから、金融が動脈とか血液だとか言うって。金融の血液を汚したのは、銀行がほとんど不動産や何か金を貸す、大蔵省や日銀がこれを放置したからパブルがどんどん膨れ上がつてどうにもならなくなつたのではないですか。

だから、そこはもう言い出すと切りがないから言いませんが、日本リースが倒産し、今動いているこういう状況の中で、今の早期は正措置でそのまま突つ走つたら貸し渋りが年末に起きてどういふことが起きるかかわからぬ。だから、早期は正措置の問題についてはそうかたいことを言わぬで、少し真剣になつて現状を見て考えてほしい、こういう要望であります。

それから、第一、金融派生商品や何かというのは、こういうのがどんどん回り回つたら日本の資本主義、世界の資本主義は壊滅すると思う。生産に結びつかないそういうものが回り出して。だから、何もかもわかつた上で言っているわけですから、ぜひ検討していただきたいし、大臣も検討していただきたいと思ひます。

それから、本法案については賛成であります。なお要望を通産省にしたいのは、三千五百万円を五千円ではなく千五百円に、七百五十万円を一千万円ではなく千五百万円に、規模拡大を早急に次の補正予算あたりでもう一回検討し直してほしいということを申し上げて、時間が来ましたから、大臣何かあれば。

○国務大臣(与謝野馨君) 今後は、中小企業が年末にかけ、また平成十一年、どういふふうになつていくかということをよく見きわめながら、そういう点についても今後検討をしてみたいと思つております。

○梶原敬義君 終わります。

○渡辺秀央君 大変どうも御苦勞までございませう。

与謝野大臣、先般の一般質問で私がいろいろ御意見を承る機会がなかったものですから、そういう意味で就任をして初めてのごあいさつで、どうぞひとつ御健闘、そしてまたこの大不況、しかもまた国民の資産が日増しに減つて、これはもう株、土地、おのずとそうですが、いわゆるデフレ、大デフレと言つていいほどの状況に入つたこのときに、精通している通産行政に大いにひとつ敏腕を振るつていただくように。

先ほど同僚議員がいろいろ御指摘もされ御注意もされましたが、今般のようにこういう各党一致して大臣が提案する法律は非常に結構ですと、こう言つておられるときこそ油断なく、特に事務当局がしっかりとしないといかぬ。これは、大臣がそんな新聞に広告を出すんか知つておられるわけがない。しかし、それは政府広報紙だろうと私は思うんですが、そういう意味では事務当局はしっかりとこういう大事なときに大臣を補佐してもらいたい。そういうことを私は心からお願ひをしながら、ぜひ与謝野通産行政を大胆に進めてこの大不況を克服する、新しい角度からの、ある意味における今までの通産行政の情性、マンネリ、これをぜひひとつ排して、もう御期待を申し上げます。

まず冒頭に、この後、審議が終わりますと附帯決議のことが明日持ち出されると思ひますが、そういうことを前提とした私の提案でもありますが、そのことをまず先に、若干それに沿つて質問といふか意見を申し上げておきたいといふふうに思ひます。

信用保証協会、中小企業保険公庫に中小企業等貸し渋り対策大綱に基づいて財源手当てが行われるといふことは、これは大変な宣伝を申し上げるわけでもないが、まさにこれは二十五年前になると思ふんですが、二十六年前になりますか、無担保無保証制度という、中曽根通産大臣のときにこれが初めて実行され、そして当時は親戚から判こをもらわないうで無担保無保証で金を借りられるとい

うことで始めたことが、今日こういう大きな規模になつてきた。しかし、それでさえもなかなか周知徹底しないといふようなことの中で、あいつた広告みたいなことまでやらざるを得ないといふことだろうと思ふんです。

いずれにしても、これだけ拡大されたということは、同時に、私も衆議院において野田幹事長が提案をしたことを、まさに即座に喫緊の問題として大臣がこれをまずとりあえずやれる手段として貸し渋り対策としておやりになつたということに敬意を表したいといふふうに思ひます。

一刻も早い景気の回復が望まれるのでありますけれども、この四十兆円の枠に不足が生じそうなきときは可及的速やかに手当てをするといふことをぜひひとつ、余りいいことじゃありませんけれども、確認をしておきたい。

さらに、現在、さつきも同僚議員が幾らか触れられましたが、もう一つ具体的に突つ込んで言うた、三千五百万円、その半額、先ほど長官が答弁された千七百五十万円については第三者保証を求めないといふことになつておられるわけですが、これが五千万円になつたときには二千五百万円というものが第三者保証を求めないといふことになるんですけれども、実質はそこにはたつた七百五十万円しかないといふことになつておられる、このことについてはこの際、五千円といふものを、先ほどから大臣がおっしゃつておられるように、窓口その他のこともいろいろあると思ふんですが、思い切つた措置を講じられるようにひとつ期待を申し上げたい。でなければ、仏つくて魂入れずといふことになる嫌ひがあるように思ひます。

無担保・無保証人、これは一千万になるわけですが、これも実際にやるとなると、窓口のところではいろいろな制限あるいはまた指導と称していい顔をしないで、あるいは前の貸した金がまだ戻つていないといふような話にも若干なるようなことを危惧いたします。どうぞひとつ、実態面、効果が上がるようにしていただく。

が、一千万を借りて一、二年後に非常にうまくいった、これはさつきがいい例ですけれども、第三者の信託が得られるようになったときに、その後、無担保無保証で五千円を借りたといふ今度気持ちになります。そういうときには、現行では二またかけられないといふことになつておられる。そういうところも、この際、これは私もまことにまつて今日まで地域の中から、政府の進めてきた経済政策、あるいはまたそれに対応していかうとしていたのは全くこれは政府のミスリードだ。

そういう意味においては、そういうこととの反省の中から今回のこの措置を与謝野大臣が喫緊に取り上げておやりになつたといふのはわかりませんが、それをさらに一歩進めて、今言つたようなことに留意しながら、企業の発展のときにはそういうかたくなな考えでなくて、融資制度といふものを、弾力的に言うとうまくないのかもわかりませんが、国民の金を活用している面もあるわけですから、元本に国からの融資が入つておられるわけですから、それは言えないかも知れませんが、しかし、そういう企業を育てる、あるいは企業家を育てる、そういう観点でこそ中小企業政策は大事だといふふうに思ひますので、その辺のおもひにかつていて、同時にまた、今若干申し上げたことについて御意見を簡単に申し述べていただければありがたいといふふうに思ひます。どうぞ、長官で結構です、簡単に。

○政府委員(堀田勝彦君) いろいろと御指摘を賜りましてありがとうございます。

幾つか論点があつたと思ひますが、第一点といひましたし、今回貸し渋りを減らしていただく貸し渋り特別保証制度について、二十兆円の規模を予定しておりますが、これが実質的に大変進捗、デイスパースをされて、それが不足を生ずる場合どうするかというお話でございますが、当面、私も、懇切丁寧な保証窓口で中小企業者に対する対応を通じてこの二十兆円が使えるだけ有効に使われるといふことに最もエネルギーを

注入してまいりたいと考えております。この二十兆円について、一年後あるいはそれを過ぎる時期においてどういう状態になっているかは予測はできませんが、その時点その時点で現在と同じような政策対応で考えていきたいと思っております。

それから、無担保保険についての第三者保証人の徴求でございますが、ことしの二月から限度額三千五百万のうちの半分の千七百五十万について第三者保証人の徴求を停止しております。今回の貸し渋り保証制度につきましては、無担保保険枠、現行三千五百万でございますが、それにつきましては一〇〇%第三者保証人を徴求しないような極めて特例的な制度に今設計をしたいと考えております。

それから、特別小口保険と他の普通保険あるいは無担保保険との併用のお話でございますが、これはもう先生の方がよく御存じだと思いますが、特別小口保険というのは後追いでできた制度でございます。ここからは、それまでの担保を求めたりあるいは担保と保証を求めたりという制度にかえて、小規模零細の中小企業者からこの程度に金額でいいから、たしか当初は二百五十万ぐらいだったと思いますが、無担保無保証で借りられる、そういう特例的な制度をつくるべきだという声が強くなっております。それを立ち上げ、現在は七十五万になっているわけでございます。

そういうことで、入り口のところである程度、無担保無保証、特別小口保険に見合った、そういう小規模零細事業者の資金需要に見合うものとしてこの制度は完結してございますので、これに加えてまた無担保保険とか普通保険を使うというような資金需要がありになる中小企業者は一応入り口のところで整理をされているという頭の整理になってございます。

あと幾つか御指摘をいただいたのではないかと思います。私はとりあえずこれだけお答えをさせていただきます。

○渡辺秀央君 幾つか用意をしたんですけれども、残念なるかな時間がなさ過ぎます。

一つちょっと申し上げてみたいと思うんですが、この間もどなたか同僚議員が一般質問の前半のところで述べておられました。余りにも中小企業関係法律が多過ぎる。中小企業のためにいろんな施策を非常にたくさんやってきたということはいくわかるんですが、しかしこれが余りにも多過ぎる。もうそろそろこれを整理して、そして一つの経営基盤の強化のための施策としての大事な柱をしっかり骨太にして、こういった法律を見直したかどうか、もうそういう時期ではないかなというふうに思っています。これまた質問するともう答弁で時間がなくなっちゃいますから、私の考えをまず一つ申し上げておきます。そういう意味でぜひお考えをいただきたい。

それからもう一つは、中小企業政策の根幹をなしている基本法、これはあらゆる業種にまで至っているわけなんです。言うならば、昔から川上から川下までを一体に支援する法律だ。だから産業政策をやつて、そして川下の中小企業政策だ、この言われてきました。しかし、今日の経済情勢や産業構造は、中小企業基本法が制定された経済成長期とは随分と変わってきていると私は思うんです。

そういう意味で、中小企業基本法を言うならば見直しするぐらい、かつまた先ほど申し上げたように骨太のものに抜本的に改革をする、産業別の実態を考えていくような、例えばそういうことを考えられないか。これは現にアメリカなんかでもそういうことがありまして、そういう政策をやつていける。研究の余地はあると私は思うんです。画一的な法体系、施策の見直しを私はこの際ぜひ、中小企業関係の法律だけで大体三十三本ぐらいある。これではと中小企業者はいらないという状態であるとも中小企業者をついていけない。本格的に、経済の構造改革の時点であるだけに、それに見合う法律体系をつくられたらどうかというものを申し上げておきたい。

もう一つは、時間がありませんので結論から言いますと、特定産業集積の活性化に関する臨時措

置法というのをおつくりになった。昨年の三月に成立したことは私も承知しております。この法律など一つの代表的なものです。地方に対する地域産業振興のために、中小企業庁あるいは通産省ともどもそうすけれども、中小企業庁だけでは不いんですが、これはちょっと大臣、もし感じがあったらぜひお聞かせをいただきたいと思うんです。これは新産法から工特法から低工法から農工法から工配法からテクノポリス法から頭脳立地法から地方拠点法、まるで九法律もあるわけです。これを延べにしますと五千七百二十六市町村になる。実際には日本には三千二百三十二市町村しかないのに。

これらの地域指定というのは、私も一生懸命やつて当時はありがたく思っていたんですよ。最後のところは拠点法、私は参画してやらせていただいた。しかし、もうこれも同じような法律が、しかも眠っているのがある。あるいはまた市町村の自治体でも、一生懸命やっているとところもある。ばやつていないところもある。こういうところは、この際、経済の構造改革のときにやつぱりきちん、通産省は戦後の日本の産業を發展させてきた省なんだから、役所なんだから、もうこれは改めてやり直すつもりで思い切った一元的な分厚い政策を考えてみていただけないかということをお願いしておきたいというふうに思います。

最後にもう一点、そう言いがらも地域産業というのは大事です。大事ですから、特に電源立地に関する、この電源立地の地域は電力料金が安くなるようにして仕組んであるわけですが、しかしそれでもこの不況、通産省は電源立地市町村に向けて工場誘致をしない。通産省はその電源立地に向けてどんどん工場誘致をしたわけです。これが今物すごい不況にあえいでいる。

であるとするならば、この電源立地交付金を、これは民間の設備投資を促進させるために交付金を出していることもわかるが、どうも電源立地交付金は黒字の方向にあるようですから、これらを

思い切つて原子力発電等の促進のためにも役立てるように活用する。この際の景気対策あるいはまた設備投資というのが日本はここ十年ぐらいアメリカにおくれている、もう陳腐化してきた、そういう意味でも経済問題と同時に大変な問題だと思ふんです。

これはもちろん中小企業設備投資促進税制がなされていることも知っているんですが、そんなものではなくて、大蔵省となあなでひそひそ話合つて、それじゃ何%だなどというふうな、我々が昔やってきたようなそんな話じゃなくて、もっと思い切つたことをやたらどうか。そうしなかつたらこの経済は立ち直りませんなという感じを申し述べて、もう時間がいっぱいになつちやいました。答弁を短くやつてもらえばさらにもう一問ぐらいほしいんですが、若干一言ずつ、大臣も御意見がありましたら。

○国務大臣(与謝野馨君) 立地の問題でございますけれども、これは電源立地交付金を活用するということはずっと前からやっておりますが、さらにこの交付金のあり方については骨太にやるということは、先生御指摘のとおり、必要なことだろうと私は思っております。

それから、たくさん法律があり過ぎるという御指摘が前段にありました。私も若干そういうふうに考えておりますが、それぞれの法律はそれぞれの時代に必要であつたということだけはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○政府委員(太田信一郎君) 渡辺先生から、新産、工特から始まつて、テクノ、頭脳、それから特定産業集積の法律についてコメントがございました。私も、今大臣からお答えしましたように、それぞれ目的を持って産業の競争力の強化あるいは国土の均衡ある発展のためにこういう法律を制定させていただきまして施行しているわけでございますが、それぞれ、一〇〇%とは言いませんが、相当な成果を上げています。今後我々がまさに新規事業、新産業を創造していくための苗床的な要素も持つようになったと思つてお

ります。

そういう中で、私どもとしては、こういう集積をさらに発展させるために地域プラットフォームの政策等を進めたいと思っておりますが、同時に都道府県の立場からすると、この計画があつてえらいやなこととか非常に迷惑だとか、迷惑とまでは言いませんが、なかなか手続的にいろいろと複雑だということもござります。こういうときには、同時にヒアリングするとかいろんな工夫をして、それぞれの計画が一足す一が二にならずに、さらに三、四になるように、相乗効果を上げるように努力していきたいと思っております。

○説明員(奥村裕一君) 電源立地関係のことについて御答弁申し上げます。

先生御案内のとおり、電源立地関係の促進事業につきましては、電源開発促進税という形で目的税で税をいただきまして、それを電源立地の関係自治体にお願いをしているところでございます。先生御案内のとおり、この電源立地対策につきましても、従来どちらかといいますといわゆる箱物といえますが、そういうものを主体にやっておりますけれども、近年は地元の御要望その他を踏まえて、地域の産業振興、中小企業振興ということにも力を入れていこうということで施策の充実を図っているところでございます。

例えば、具体的には電源立地地域に企業が立地をされます場合に、その設備投資に對しまして一定の金額の補助金を制度として設けているというふうなことでございます。こうした制度がさらに効果的に地元の地域振興に役立っていくように、私どもとしてもさらに努力を続けてまいりたいというふうに思っています。

○渡辺秀央君 大体おっしゃっていることは承知しているんです。だから、そういうことの今までの必要性の中で生まれていることも当然なんです。だけれども、しかしそこは今の時期に来て工夫をすべきときではないのかということをお願いしているんで、今までやったことは間違っているというのを一言も言っているわけじゃない。

そこはしっかりと、新しい通産行政というのをこの時期に、日本の経済の構造を変えていこうという時期なんです。今までの時代で役割を果たしてききた法律が、そのまま今日これから今後未来水効に適用されていって適正であるとは思えないんです。だから、柔軟に見直し、あるいは整理、そういうことをやっていくことが必要だろうという意味で申し上げておきます。

時間がちよつとあるようですから、私はもう十五年ぐらいつけてきていることをちよつとこの機会に申し上げたい。中小企業庁の歴代長官に申し上げてきたけれども、中小企業政策というのは、この中小企業基本法ができてから今日までこれだけの時間がたっている、日本の経済の構造も変わってきている、それから今言つたように産業がいわゆる地域にまでいろいろ分担されてきている面もある。そういういろいろな意味で、中小企業政策というのを一貫して中小企業基本法で、一々細かいことは言いませんが、ひくくつていて、そこを根本的に見直して、中企業と小企業、あるいは小規模事業者、この三つの段階、昔は川上から川下に行つて経済が立て直つてくるんだと、こ

う言つたんだけれども、もうそんな時代じゃない。金融の問題一つとらえてみても、中企業と小規模事業者とそれぞれに手当てをしなかつたら、産業あるいは全体としての発展、あるいはその産業に従事する人たちの雇用を守っていくわけにはいかないという状態に入っているわけでしょう。そういう意味で、中小企業庁として、先ほど言つた法律を見直しながら、中小企業政策そのものをきめ細かく、中企業政策、小企業政策、小規模事業者政策というふうになつていくことが必要で、私が私は非常に大事だ。特にこういう時期はなお一層そうではないかという感じを長い間新潟にお

りまして感じました。そういう意味で、どうぞひとつ中小企業庁長官、その問題に對して本当に区別、峻別した政策をやるうとする意欲があるかどうか、ちよつと一言お聞きをしておきたい。

○政府委員(鶴田勝彦君) 去る七月から私の私的勉強会ということで、中小企業関係の学者さんにも入つていただいて、中小企業の基本政策の見直し、基本法の改正について勉強を進めさせていただいております。

とりあえず私的勉強会ということで、できるだけ広範な意見あるいは議論の広がりを持たせたいと思つておりまして、来年春ごろにはある程度正式に審議会等に諮れるような次元まで持っていきたいと思つております。

その場合、幾つか柱がございまして、答弁が長くなると思いますので、先生の言われた意味での対象中小企業者のサイズごとについていた施策の展開が効率的であるか、あるいは合理的であるか、こういった点も一つ大きな課題になつております。これは中小企業者の定義そのものを上方に変更するといふようなものも含めて、いろんな議論がこれから可能だと思つたので、ただいまの先生の御指摘も視野に入れながら勉強させていただきたいと思つた。

○渡辺秀央君 どうぞ頑張ってください。ありがとうございます。

○水野誠一君 さきがけの水野でございます。先ほどから話題になつております新聞広告ですが、実は私もさきがけのうちらと目にして、しかし内容は気づかずに見過してしまいました。これは一

つに、表現が余り効果的ではなくて、私は何かどこかの保険会社の広告か何かと思つて見逃していったんですが、先ほど話題になつて改めて拝見しました。そして、昼休みに何人かの中小企業経営者でありまして友人に気がついたかといつて聞きまして、だれも気づいていないんです、やはりあの広告には。

ただ、だれもが今回の貸し流し保証制度の強化ということについては熟知しておりました。そしてまた期待も大きい。ただ、実効性といふことが、本当に良質な企業に對しての貸し流し対策というところに正しく使われるのかということについての大変な懸念も持つておりました。

私は、政府広報ということについて言えば、常々思つてはいるんですが、何よりもやはり大臣がきちつと記事で内容の濃い発言をしていただくということが、こういった政策を実現していく上で、周知徹底させていく上で一番重要な広報になる。

広告というのは、実は、通産省から御存じだと思つていますが、政府の広告掲載単価というのは公共事業単価と同じで民間企業の広告掲載単価よりもはるかに高いんです。こういう問題もありまして、こういう財政の大変厳しい折から、広告出稿よりもむしろ広報重視の周知徹底にしたいんだと、こんなふうにも思つております。

そこで、一つお尋ねをしたいんですが、今回の保証枠、これは保証倒れリスクを従来の五倍へ設定するということですが、それだけ厳しい経済状態を反映させている政策だと思つたが、逆に言うと、投入する公的資金に比べて発生する保証枠は以前の五分の一になるという言い方もできると思つた。つまり、目いばい保証がされ、保証協会の収支を超える保証倒れが生じた場合、特に保証枠というか、リスクを拡大するといふことによつてこういうことは考えられるわけですが、投入される補助金というのは政府の損失になつてくる、その財源は何なのかということでありまして、恐らく特例国債になるのかというふう

に思ふんですが、財政再建、これは今多少凍結はするんだというお話はありますが、大きな道筋としての財政再建という問題と、こういった特例国債による保証といふ問題と、こういった特例国債による保証といふ問題と、損失補てんといふ答をいただければと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 昨年、先生もさきがけの政策責任者として財政構造改革法の作成に携わりました。私もその作業の事務局的なこともやつておりました。そのときはやはり二年前後の経済成長は続くだろうということで財政構造改革法をつくつた、そういう経過でござります。しかし、財政構造改革法の論議が終つたところから景気はだんだん悪化してまいりまして、果た

してこういう危機的な状況で財政構造改革法というものが有効に働くのかどうか、また、国民生活にとつてこういう危機的な状況の中でのいわば緊縮財政路線をとることが経済全体の運営として正しいのかどうかという疑問は去年の秋ごろから生まれてまいりまして、ことしになりましてから、やはりこういうものは現在のような経済の危機的な状況の中では動く法律ではないということ凍結を小淵総理も宣言されたわけでございます。

しかしながら、税収全体は落ち込んでおりますし、また法人税減税あるいは所得減税も来年にかけてやりますから、国の財政というものは今後とも非常に厳しい状況が続きます。建設国債であれ赤字国債であれ、国の借金を通じて財政を運営していくわけですから、いずれは財政の節度と申しますか、財政の健全化ということを国会議員が考えなければならぬ時期は私は来ると思っています。

そして、財政構造改革法の中に入っております幾つかの考え方はやはり今でも大切な考え方でございます。いまして、いずれは財政の健全化を目指してやってくる、その時期は、日本の経済が民間の経済によって自律的な回復軌道に乗る、そういう時期からは財政の立て直しということもあわせて考えていかなければならないわけでございます。

今回の保証協会に要します費用というのは約二千億でございますが、実際は、保証協会に二千億出しますと、理屈の上では中小企業保険公庫が八千億のお金が将来代位弁済のために必要になるということになります。今議論をしておりますのは、中小企業予算二千億プラス将来発生するであろう費用八千億のことを実は論じているわけでございます。

なぜ一兆円が二十兆というふうに勘定できるのかといえ、仮に二十兆保証いたしましたとして、代位弁済の額が一〇%としますと二兆円代位弁済をしなければならぬ。しかし過去の経緯を見ましても、代位弁済をした後もお金を借りた方が一

生懸命返してくださいまして、回収は、大体五〇%を超えるところまで代位弁済したものに對してもお金が返ってくるということで、過去の回収率の五〇%をとりますと大体一兆円が必要額になると、そういう計算になっております。この財政をどう裏打ちしていくかというのは、これは二次補正でやるかあるいは来年度の当初でやるかは別にいたしまして、実際に間に合うように手当てをする、こういうことでございます。

ただ、今回の予算の仕組みで全く特徴的なことというのは、ふだんですと保証協会にお金を出す場合には、国と地方のある一定の割合の割り勘があつたわけでございます。今回も財政当局と交渉している途中経過は、七五%を国が持つて二五%は県が持つという案に落ちつきそうになりましたが、やはり二五%の分を県に持つていただくということになりますと、県議會を開いて予算を御承認していただくかなければならないという時間的なこともありますし、地方の財政難もございまして、思ひ切つて国が一〇%出すということにいたしましたわけなんです。

かてで加えまして、今回は保証協会の内部でこれは区分経理をいたしまして、この分はこの分で別建てで経理をしていくと、そういうことにしたというのが今回の特徴でございます。

これは当然国債の発行をしなければ、税収の中でこれだけのことが見られるかといえ、これは財政当局に聞かなければ本当のこととはわかりませんが、国債に依存せざるを得ないだろうと私は考えております。

○水野誠一君 今の御答弁にもありましたように、いづれにしても大変厳しい情勢の中で、さらに国債に頼つて保証していかねばいけないというところであればあるほど、先ほど平田委員から質問がありまして、不良債権のつけかえとかそういう使われ方をしない、モラルハザードを起こさないということへのしつかりとした指導というものがが必要になってくるんじゃないか

なと思います。その辺の具体的な対応、対策は、金融監督庁に任せるといふことだけではなくて、ぜひ通産省としてもしつかりとお考えをいただきたいと思つております。

そこで次に、貸し渋りの保証制度を十月一日から導入するというところで決まっていますわけでありますが、実際の補助金は予算措置を経てから後に各保証協会に配賦されるということになると思ふんです。もし、その間に保証の要請が殺到した場合、保証の選別というのはどうするのか。特に、審査基準を単純かつ厳格なものにするということが言われておりますが、そうなる資金の手当てが確定していない状態のもとで、要件を満たす保証請求を拒絶することはできなくなる、こういう問題も出てくるかと思ふます。この問題について運用をどうされるのか、お尋ねしたいと思ふます。

○政府委員(橋田勝彦) 本貸し渋り特例保証制度については、十月一日に発足を予定して現在準備を進めている段階でございます。

委員御指摘のように、実際の約二千億円という補助金が各保証協会の特別会計に振り込まれるのは、今後財政当局といる協議をして、実際に予算化をしまして、そのお金をもつて補助金という形で出すことになりましたが、私どももいたしましては、実際に保証自身は即日資金的な手当てが必要とするものでもございませぬし、既に保証協会自身は今までのいわゆる一般会計的な意味での通常の保証のための基金というものもお持ちになつておられます。

したがいまして、十月一日を目指してまず第一にすべきは、実際に窓口に来られた中小企業の方々に、これは保証を受けられる、これは保証を受けられないといった仕分けをする保証条件というのを明確にする必要があるだろうということ、私どもも従来から申し上げておりますが、保証審査を迅速なべく円滑にするという観点から、ある種のネガティブリスト的なものをつくらせていたのだいて、そのネガティブリストに載つた特定のケース、例えばもう破産の手續中であるとか、

税金も滞納しているとか、既に信用保証協会との関係で代位弁済という経緯があつてそれに関する求償債務をまだ未済であられるとか、そういう明らかに保証協会として新たな保証を付すのにふさわしくない、そういう特定のケースをできるだけ具体的に列挙いたしまして、そこに該当しないケースについては特別会計の基金というものを当てにしながら積極的な保証をしてほしいということと考えております。

もとより、この予算の手当て、あるいは特別会計への補助金の投入というのはできるだけ速やかにやるべきだと考えておりますので、その点についてはできるだけ早期にやれるように財政当局とも詰めていきたいと思つております。

○水野誠一君 今、全国に信用保証協会というのは五十二あるということですが、この中では例えは中小企業が多い大阪府の信用保証協会というの赤字決算に追い込まれていると、こんな状況もあるようであります。

今回の新規枠の二千億円の補助金というのは、こういった各信用保証協会の実情に合わせた重点配分を行つていくのか、こういうふうな思ふのであります。その場合、これがいわゆる既得権益化することにならないのか、また、経営が税金で穴埋めされるようなことにならないのか、そんなことも含めてその分配基準というのがどうなつていくのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(橋田勝彦) 先ほど申し上げましたように、補助金については今後予算化を進めながら具体的に配分をしてみたいと思ふます。

具体的基準については、今確定版はございませぬけれども、本保証制度の趣旨から見まして、貸し渋り対策用の保証の需要の見通しを前提に五十二の協会に配分するのが筋だと考えております。

来の一般会計の財政対策ということで考えるべきであつて、今回の貸し流し特例保証としてはあくまでも中小企業者の需要をベースにこの五十二協会への配分を今後詰めていきたいと思ひます。

○水野誠一君 先ほど渡辺委員から、中小企業基本法の見直し、あるいは中小企業関連法律が余りにも多過ぎるんじゃないかと、こういう御指摘がありまして、私も全くその点については同感でございます。

昨今の各種経済対策において中小企業の融資基準の緩和措置、これがとられてきていてるわけでありまして、資本金要件の引き上げ等も含めていろいろこれは中小企業の規定といひますか概念、これがいつも問題になるところであります。従来、資本金一億円あるいは従業員数三百人といった中小企業の定義がまだそこには存在するわけでありまして、そろそろこの点についても見直しの時期に來てゐるのではないかなという気がしてゐるところでございます。

この問題と、そしてまた国家としてのセーフティネットをどこまで広げるべきなのか、こういう観点から通産省内部でどんな検討がされてゐるのか、あるいは大臣の御見解としてはいかがなものなのか、お答えをいただければと思ひます。

○政府委員(岡田勝彦君) 中小企業の定義につきましては、基本法が制定されて、昭和四十八年に一度見直しがされております。それから相当な時間も経過しておりますので、現在、勉強会、研究会を開かせていただいて、来春までにこの定義の改正問題、引き上げの問題も含めて中小企業施策全般について見直しを圖りたいと思つております。

いろいろなテーマ、課題がありますけれども、その一番大きなものとしては、例えば中小企業施策の政策的な理念、よつて立つところは何であるのかという点等があるかと思ひます。

具体的には、中小企業庁はこととして発足五十周年を迎えますが、基本法ができましたのも三十年代でございます。したがひまして、当時の経済成

長時代、製造業中心時代、スケールメリットというのが最もとうとされた時代に対しまして、現在はサービス産業、情報産業等が大変ウエートが高まつておりますし、スケールメリットというのもしゃんな異なつた意味合いを持つてきてゐるんじゃないかというふうなこともございまして、施策の理念及び施策の具体的な手法についても今鋭意勉強してゐるところでございます。

○国務大臣(与謝野馨君) 中小企業に対する政策というのは、やはり日本の経済を支える大きな力でございますから、今後とも政策として十二分力を入れてまいらなければならぬことは当然でございます。ただいま中小企業庁長官から御答弁させていただきますけれども、中小企業の定義自体も時代のニーズに合ったものにしていくという不撓の努力が必要だということは先生の御指摘のとおりだと私は思つております。

しかし、産業政策全体の中で中小企業をどう定義していくかということ、それはそう簡単な話ではございませんので、中小企業庁長官のもとでいろいろ有識者の御意見をお伺いしながら、来春には皆様方にもお話しできるような状況になつてゐるというふうには私は期待をしております。

○水野誠一君 有識者の御意見というのも大変結構なんです、それ以上にやはり私は、アメリカなんかの中小企業、とりわけ情報通信産業がアメリカの経済を支えてきた、盛り上げてきたというふうな現状を大いにもう一度ひもといていただいで、これからの新しい中小企業のあり方、あるいは日本のベンチャーのあり方というふうなことを、ぜひ前向きな政策を出していただきたい、ビジョンを持つていただきたい、こう思ひます。

そして、この貸し流し保証制度の拡充ということについては、私は大変結構な政策だと基本的に思つておりますし、一日も早くその対応が実現できることを祈つてゐるわけですが、十月一日という差し迫つた時間でのこの審議ということでございます。それだけに、冒頭話題になりました新聞広告での参議院軽視の問題というふうなこ

とで採決が案ずるということも何となくおぼろげですが、これも広報的に言えば大変残念なことなんです、ひとつこれから大いにその辺には慎重に対応をしていただきたいと思ひます。そしてい

○委員長(須藤良太郎君) この際、与謝野通産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。与謝野通産大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) 今般、新たに創設される特別保証制度などに関し、新聞において、中小企業信用保証法の一部を改正する法律案が参議院で審議される前に、その改正内容、すなわち保険限度額の引き上げを広報したことについて深くおわび申し上げますとともに、今後このような事態が再び生じることがないよう、十分注意してまい

○委員長(須藤良太郎君) 以上で通産大臣の発言は終わりました。

他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(須藤良太郎君) 次に、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。与謝野通産大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

紛争地域に無差別に敷設された対人地雷が、紛争終結後も一般市民に重大な被害を与えるとともに、その地域の復興、開発の障害となつてゐる中、対人地雷の全面的禁止に関する国際的な認識の高まりにより、平成九年九月に、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約が採択されたところであります。我が国といたしまして、世界的な枠組みで対人地雷による被害

害をなくしていくことが国際的責務であることから、平成九年十二月にこの条約への署名を済ませております。

この条約につきましては、御承認をいただくために今国会に提出されてゐるところであります。我が国としては、この条約の適確な実施を確保するために、対人地雷の製造を禁止するとともに、対人地雷の所持を規制する等の国内法整備を行うことが必要であります。

このような要請に対応するため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、対人地雷の製造を禁止することとして

第二に、条約で定められた目的のために所持する場合を除き、対人地雷の所持を禁止し、対人地雷を所持しようとする者に通産大臣の許可を受ける義務を課するとともに、対人地雷の廃棄または引き渡しをする者に必要事項の届け出をする義務を課することとしております。

第三に、所持の許可を受けた者等に国際連合事務総長が指定する者が行う検査の受け入れを義務づけることとしております。

第四に、報告徴収、立入検査、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(須藤良太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は明三十日に行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十七分散会

九月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等

関する法律案

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 対人地雷の製造の禁止（第三条）
第三章 対人地雷の所持等の規制（第四条―第十五条）	第四章 国際連合事務総長の指定する者の検査等（第十六条）
第五章 雑則（第十七条―第二十一条）	第六章 罰則（第二十二条―第二十八条）
附則	
第一章 総則	

（目的）

第一条 この法律は、対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「条約」という。）の適確な実施を確保するため、対人地雷の製造を禁止するとともに、対人地雷の所持を規制する等の措置を講ずることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によつて爆発するように設計された地雷をいう。

第二章 対人地雷の製造の禁止

（製造の禁止）

第三条 何人も、対人地雷を製造してはならない。

第三章 対人地雷の所持等の規制

（所持の禁止）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、対人地雷を所持してはならない。

- 一次条第一項の許可を受けた者（以下「許可所持者」という。）が、同項の許可（第八条第一項の規定による変更の許可があったとき

は、その変更後のもの）に係る対人地雷を所持するとき。

- 第十条第一項の輸入の承認を受けた者（以下「承認輸入者」という。）が、その輸入した対人地雷を許可所持者に譲り渡すまでの間所持するとき。

三 第十一条第一項の規定により対人地雷を廃棄し、又は引き渡さなければならない者が、廃棄し、又は引き渡すまでの間所持するとき。

- 前三号に掲げる者から運搬を委託された者が、その委託に係る対人地雷を当該運搬のために所持するとき。

五 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上対人地雷を所持するとき。

（所持の許可）

第五条 対人地雷を所持しようとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、前条第二号、第四号又は第五号に掲げる者がそれぞれ同条第二号、第四号又は第五号に規定する所持をしようとする場合は、この限りでない。

- 前項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 所持しようとする対人地雷の型式及びその数量

三 所持の目的及び方法

四 その他通商産業省令で定める事項

（欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらぬ限り、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 第九条の規定により許可を取り消され、そ

の取消しの日から三年を経過しない者

- 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらぬ限り、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者で、その情状が対人地雷の所持をする者として不適当なもの

四 禁治産者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの（所持の許可の基準）

第七条 通商産業大臣は、第五条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 対人地雷が条約で認められた目的のために所持されることが確実であること。

二 その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

（変更の許可等）

第八条 許可所持者は、第五条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

- 許可所持者は、第五条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

三 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

（所持の許可の取消）

第九条 通商産業大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 第六条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第五条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。

三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

四 第十二条第一項の規定により第五条第一項

又は前条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

（輸入の承認及び制限）

第十条 対人地雷を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

- 前項の輸入の承認は、許可所持者からその許可に係る対人地雷の輸入の委託を受けた者がその委託に係る対人地雷を輸入する場合、又は許可所持者自身がその許可に係る対人地雷を輸入する場合でなければ、これを行わないものとする。

（廃棄等）

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる者が対人地雷を所持しているときは、その者は、遅滞なく、その対人地雷（第一号に該当する場合にあつては、所持することを要しなくなった部分に限る。）を廃棄し、又は当該対人地雷について新たに許可所持者となつた者に引き渡さなければならない。

- 許可所持者が、その許可に係る対人地雷の全部又は一部について所持することを要しなくなったとき。

二 許可所持者が、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

三 承認輸入者が、許可所持者に譲り渡すために対人地雷の輸入をした場合において、その許可所持者がその対人地雷を譲り受ける前に、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

- 前項の規定により対人地雷を廃棄し、又は引き渡さなければならない者（以下「廃棄等義務者」という。）が、当該対人地雷を廃棄しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、廃棄する対人地雷の型式及びその数量を通商産業大臣に届け出なければならない。

三 廃棄等義務者が、当該対人地雷を引き渡した

ときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の条件)

第十二条 第五条第一項又は第八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、条約の適確な実施を確保し、又は許可に係る事項の適確な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(承継)

第十三条 許可所持者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可所持者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可所持者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(所持の届出)

第十四条 許可所持者又は承認輸入者は、対人地雷を所持することとなつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿)

第十五条 許可所持者は、帳簿を備え、その所持に係る対人地雷に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第四章 国際連合事務総長の指定する者の検査等

(国際連合事務総長の指定する者の検査等)

第十六条 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者は、外務大臣の指定するそ

の職員及び通商産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内で、対人地雷を取り扱う場所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により検査又は質問に立ち会う職員は、当該検査又は質問が条約の範囲内で、適確かつ円滑に行われることを確保するよう努めなければならない。

3 第一項の規定により検査又は質問に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第五章 雑則

(報告徴収)

第十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、国際連合事務総長から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、国際連合事務総長に対して説明を行うために必要な限度において、対人地雷を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

第十八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自衛隊についての特例)

第十九条 自衛隊が行う条約で定められた目的のための対人地雷の所持は、次条の規定により読

み替えられた第五条第一項又は第八条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 第十七条第二項の規定は、前項の規定により所持の承認を受けたものとみなされた対人地雷に係る事項については、適用しない。

3 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者が自衛隊の施設に立ち入り、検査又は質問を行う場合には、第十六条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「防衛庁長官」とする。

(国に対する適用)

第二十条 この法律の規定は、次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第二十二条 第三条の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二十三条 対人地雷をみだりに所持した者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 前二条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して第五条第二項第三号に掲げる事項を変更した者

二 第十一条第一項の規定に違反した者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者

た者

二 第十一条第三項又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十五条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第十五条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

五 第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十三条の罪を犯し、又は第二十二條若しくは前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 第八条第二項又は第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際対人地雷を所持している者は、この法律の施行の日から三十日を経過するまでの間(以下「猶予期間」という。)に第五条第一項の許可の申請をしなかつた場合に於ては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した同項の許可を拒否された場合に於てはその処分後遅滞なく、その所持する当該対人地雷を廃棄しなければならない。

2 この法律の施行の際対人地雷を所持している

者は、次に掲げる期間は、第四条の規定にかかわらず、その対人地雷を所持することができる。その者の従業者がその職務上所持する場合及びその者から運搬を委託された者（その従業者を含む。）がその委託に係る対人地雷を当該運搬のために所持する場合も、同様とする。

一 猶予期間

二 猶予期間にした第五条第一項の許可の申請についての処分があるまでの間

三 前項の規定により廃棄するまでの間

3 第十一条第二項の規定は、この法律の施行の際対人地雷を所持する者がその対人地雷を廃棄する場合に準用する。

4 前三項の規定は、この法律の施行の際自衛隊が所持する対人地雷については、適用しない。

第三条 前条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前条第三項において準用する第十一条第二項の規定による届出をしないで対人地雷を廃棄した者又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(火薬類取締法の一部改正)

第五条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第 号）第二条に規定する対人地雷の製造の業を営もうとする者は、この限りでない。

(武器等製造法の一部改正)

第六条 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「銃砲弾」の下に「及び対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第 号）第二条に規定する対人地雷」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第七十三号の二の次に次の一号を加える。

七十三の三 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第 号）の施行に関すること。

九月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

（予備審査のための付託は九月二十八日）

一、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

平成十年十月八日印刷

平成十年十月九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局